

湯沢市総合振興計画

後期基本計画

= 将来を見据え着実な選択 =

平成24年度～平成28年度

「人と自然が輝き、ふるさとの技がさえる
美しさあふれるまち」



湯 沢 市

- 目 次 -

総合振興計画策定にあたって

第1章 豊かな自然が輝く安全で快適な美しいまちづくり	1
第1節 自然環境の保全	1
第2節 生活環境の保全	3
第3節 防災・防犯・交通安全の推進	5
第4節 住環境の整備と定住化の促進	9
第5節 交通体系の整備	12
第6節 上下水道の整備	15
第7節 克雪対策	18
第8節 地域情報化の推進	19
第2章 健康と暮らしをともに支えるみんなの笑顔が輝くまちづくり	20
第1節 保健・医療の充実と健康づくり	20
第2節 社会福祉の充実	23
第3節 高齢者福祉の充実	24
第4節 障がい者福祉の充実	26
第5節 児童福祉の充実	28
第3章 ふるさとの技が輝く活力あふれるまちづくり	30
第1節 農林業の振興	30
第2節 商工業の振興	35
第3節 観光の振興	38
第4節 雇用・労働対策の充実	40
第5節 異業種間の連携	42
第6節 地場産品の販路拡大	43
第4章 あたたかな心と豊かな文化で人が輝くまちづくり	44
第1節 生涯学習の推進	44
第2節 学校教育の充実	46
第3節 文化の継承・創造	48
第4節 スポーツの振興	50
第5節 都市間交流・国際交流の推進	52

目次

第5章 みんなで築く夢が輝くまちづくり	53
第1節 参加・協働のまちづくり	53
第2節 少子高齢化に対応したまちづくり	55
第3節 男女共同参画社会の形成	57
第4節 効率的で効果的な行政運営の構築	58
諮問書と答申書	60

総合振興計画策定にあたって

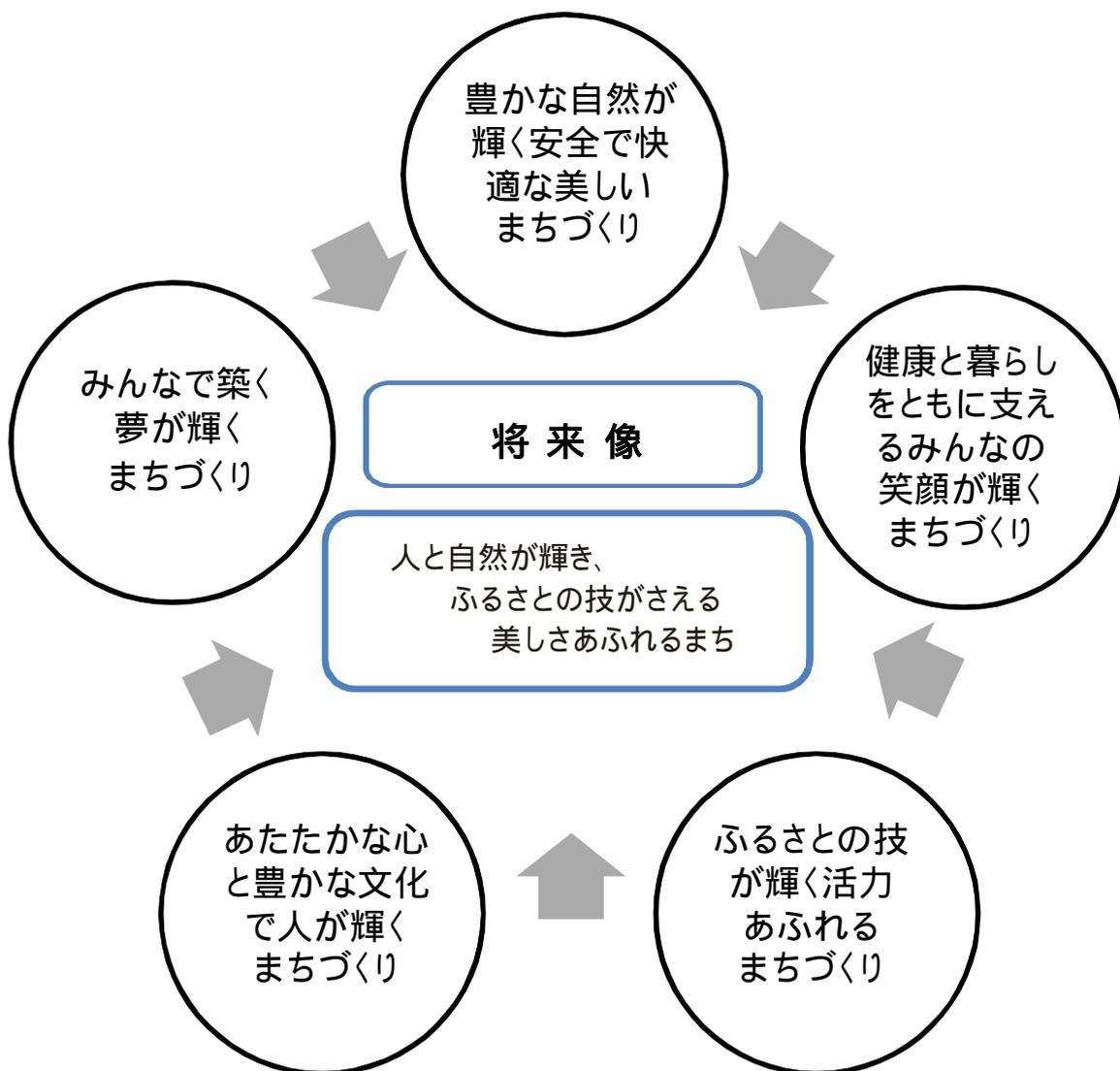
平成 17 年 3 月に新湯沢市が誕生し、平成 19 年 3 月には新市の将来像を「人と自然が輝き、ふるさとの技がさえる美しさあふれるまち」とする湯沢市総合振興計画を策定し、市政運営の指針としてまちづくりを続けてきました。

1 基本理念と将来像

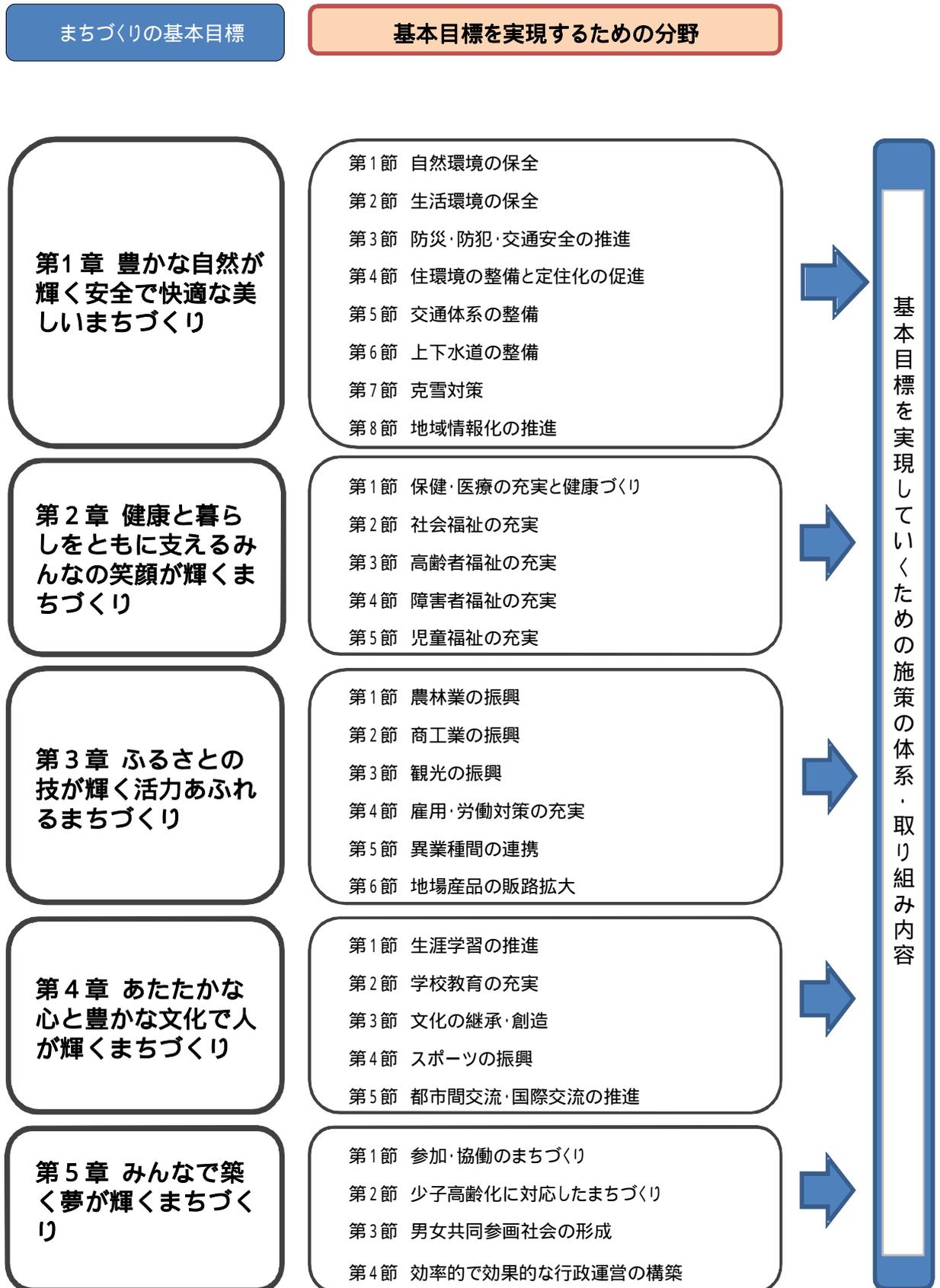
基本構想の根底となる次の 3 つの考え方を基本理念とし、市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

- 幸せを実感できるまちをつくる
- 住むことを誇れるまちをつくる
- 夢を持ち続けられるまちをつくる

この基本理念のもとに、将来像の実現に向けて 5 つの基本目標を掲げ、市が取り組む施策の方向性を示します。



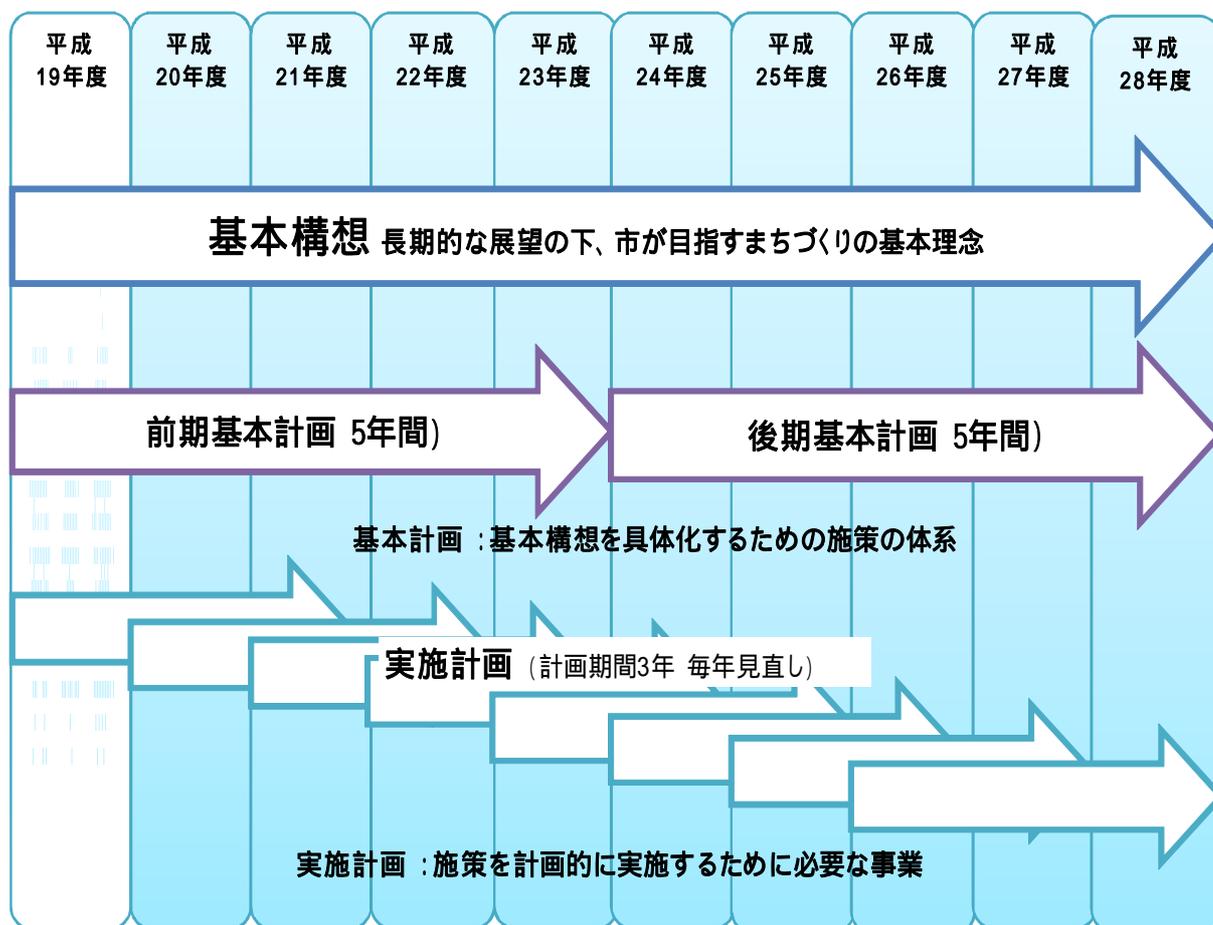
2 まちづくりの基本目標と施策大綱



3 総合振興計画の構成と期間

総合振興計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

- ・「基本構想」は、湯沢市が目指す10年間のまちづくりの基本理念を示すとともに、将来像とまちづくりの目標を定め、その目標を達成するための施策の基本的な方向性を定めています。
- ・「基本計画」は、基本構想を具体化するための基本的な施策を体系的に明らかにし、施策の主な取組み内容などを示しています。
- ・「実施計画」は、基本計画で定める施策を計画的に実施するために、必要な事業を明らかにするとともに、具体的な事業の年次計画を示すものであり、毎年度見直ししながら施策の実効性を確保しています。



4 前期基本計画の検証

前期基本計画の主な施策の成果と取り組み内容は次のとおりです。

第1章 豊かな自然が輝く安全で快適な美しいまちづくり

- ・ ゴミの減量及びリサイクルの推進に取り組みました。
- ・ 大きな地震災害や豪雪等を教訓として、「湯沢市ハザードマップ」を作成しました。
- ・ 湯沢駅周辺地区環境整備計画を策定し、後期計画期間に事業を本格化します。
- ・ 本市が「中心市宣言」を行い、羽後町、東成瀬村とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結しました。
- ・ 雄勝中央病院と市内を結ぶシャトルバスを運行しました。
- ・ 地域の実情に合わせた上下水道の整備を進めました。
- ・ 携帯電話が広い区域で利用できるようになりました。

第2章 健康と暮らしをともに支えるみんなの笑顔が輝くまちづくり

- ・ 介護施設、介護予防事業が充実しました。
- ・ 乳幼児等の医療費の無料化を実施しました。
- ・ 学童保育事業や子育て支援センター、ファミリーサポートセンター活動が充実しました。

第3章 ふるさとの技が輝く活力あふれるまちづくり

- ・ まるごと売る課を設置し、本市の「良いもの・美しいもの」を売り込みました。
- ・ 農業後継者育成に取り組みました。
- ・ 堆肥センターを整備するなどして、環境保全型農業の推進に取り組みました。
- ・ 農産物のブランド化に努めました。
- ・ 川連漆器伝統工芸館を整備し、地場産業の発展と地域の活性化の拠点としました。
- ・ 空き店舗対策など中心市街地商店街の振興に努めました。
- ・ 小安峡温泉総合案内拠点施設を整備し、観光等の利便性向上を図りました。
- ・ 首都圏等でイベントを開催し、情報発信を行いました。

第4章 あたたかな心と豊かな文化で人が輝くまちづくり

- ・ 小中学校の統合や改築を行い、学校規模の適正化に取り組みました。
- ・ 校舎の補強・改修を実施し、安心して安全な学習環境を提供しました。
- ・ 「音楽のまちゆざわ」を宣言し、イベントを開催しました。
- ・ わか杉国体ハンドボール会場として、大会運営のほか、選手の民泊支援など全市で取り組みました。

第5章 みんなで築く夢が輝くまちづくり

- ・ 地域ごとに自治組織協議会が設立され、参加・協働のまちづくりを推進しました。
- ・ 提案型補助金を交付して自立した地域自治組織活動を支援しました。
- ・ 男女共同参画センターを設置しました。
- ・ 福祉施設の法人化を進めました。

5 後期基本計画の策定

総合振興計画の基本構想で示している市の将来像「人と自然が輝き、ふるさとの技がさえる美しさあふれるまち」を実現するために、前期基本計画においては、様々な政策や施策を実施してきました。

平成20年の岩手・宮城内陸地震による国道の閉鎖や観光地の風評被害、平成23年の記録的な豪雪による農業施設や家屋の被害、そして千年に一度といわれる東日本大震災の発生及び福島第一原子力発電所の事故は、私たちの生活にも少なからずの影響をもたらしました。

また、歯止めのかからない人口減少、長引く景気の低迷、依然として厳しい財政状況など、これからの行政運営は一段と厳しさが増していきます。

このような状況を踏まえ、平成22年度には後期基本計画に先駆けて「湯沢市グランドデザイン」を策定し、5カ年間に着手可能な重点事業を年次的に示しました。

今後は、被災者の受入や支援職員派遣など、大災害の教訓や経験を生かしたまちづくりを進めていくと共に、後年世代に過度の負担を残す事にならないよう、将来を見据えた着実な事業選択が必要となります。

第1章

豊かな自然が輝く安全で 快適な美しいまちづくり

第1節 自然環境の保全

まちづくりの 目 標

豊かな自然環境を未来に引き継いでいきます。

① 目標達成に向けた施策体系

1 自然環境の保全

(1) 世界ジオパークの認定

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

(3) 河川環境の保全

(4) 森林空間の保全・整備

(5) 自然保護活動の促進

② 現状と課題

本市の県境付近を占める西栗駒一帯は、栗駒国定公園に属しており雄大な自然が広がっています。自然林や木地山のコケ沼湿原植物群落など、動植物が生息しやすい自然環境が保たれており、準絶滅危惧種のイバラトミヨ雄物型やヤリタナゴなども生息しています。身近にある野山や水辺、そこに生息する動植物から私たちは日常生活や社会活動に限りない潤いを受けています。

特徴ある豊富な温泉群や山岳及び鉱山跡地など、特異な地質・地形遺産が各地域にあり、このような特徴ある場所をジオサイトと位置付け、市全域を範囲とするジオパークとして豊かな自然環境を保全し、教育や研究に活用していくことが求められています。さらに、ジオサイトの存在を内外へ発信し、見学旅行者などを受け入れることで、新たな地域活性化と産業の振興が期待できます。

このため、ジオパーク推進室を設け、ユネスコが支援する「世界ジオパーク」の認定に向けて取り組んでいます。

一方、自然が有する地熱や水力などが発電に利用されているほか、農業生産の面においても地熱などのクリーンエネルギーを早くから活用しています。

第1章 豊かな自然が輝く安全で快適な美しいまちづくり

平成21年度には、自然環境と共生できるまちづくりを進めることを目指して「湯沢市地域新エネルギービジョン」を策定しました。

国においては、東日本大震災による原子力発電所の事故を受け、エネルギー政策の見直しを図って再生可能エネルギーの導入を推進することとしており、本市でも、地熱エネルギーの開発によるまちづくりの推進がより一層期待されており、今後も国や県に要望していきます。

森林は水を貯え、土砂崩れや洪水を防ぎ、汚れた空気をきれいにするなど、私たちの生活にとって重要な役割を果たしています。これらの貴重な自然環境を保全し、次世代へ引き継いでいくことが私たちの責務と考えます。

③ 基本方針

【世界ジオパークの認定】

ユネスコが支援する「世界ジオパーク」の認定に向けて、地域の資源の保全と教育や研究への活用、ジオツーリズムの普及を図ります。

【再生可能エネルギー導入の推進】

地域の特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入をすすめ、環境負荷が少なく、自然環境と共生できるまちづくりを目指します。

【河川環境の保全】

下水処理施設を整備し、河川・池沼などの水質や水辺の環境保全を図ります。

【森林空間の保全・整備】

森林保全に取り組む活動を支援するとともに、病害虫の駆除などにより森林の荒廃を防止し、森林の多面的機能の保全を図ります。

【自然保護活動の促進】

啓発活動により環境を大切に思う意識を高めるとともに、自然保護への取り組みを支援し、自然保護活動を促進します。

ジオパーク (Geopark) ジオサイト (Geosite) 「ジオ (Geo)」とは、地球・大地を現しパークは公園を意味します。ジオサイトは一つの景観・地形グループ。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 世界ジオパーク認定の推進	ユネスコが支援する「世界ジオパーク」の認定に向けて地域の資源の保全と教育や研究への活用、ジオツーリズムの普及を図ります。
(2) 再生可能エネルギー導入の推進	再生可能エネルギーの導入推進、特に地熱エネルギーについては、山葵沢・秋ノ宮、木地山・下の岱、皆瀬地域、西栗駒一帯の開発推進に取り組みます。
(3) 河川環境の保全	河川の清掃や除草、堆積土砂のしゅんせつ作業等の活動を行います。
	下水処理施設を整備します。【1.6.3の再掲】 【1.6.4の再掲】
	稚魚放流などの活動を支援します。【3.1.9の再掲】
(4) 森林空間の保全・整備	森林歩道や作業道の改良等を支援します。【3.1.7の再掲】
	松くい虫被害木やナラ枯れ対策の活動を行います。【3.1.8の再掲】
	森林公園の維持、整備を図ります。【3.1.8の再掲】
(5) 自然保護活動の促進	自然保護活動を行う団体の育成、支援を行います。

【1.6.3の再掲】

「第1章 豊かな自然が輝く安全で美しいまちづくり」の「第6節 上下水道の整備」の「施策名 (3) 下水処理施設の整備」で行っている取り組みを再掲したもの。

第2節 生活環境の保全

まちづくりの
目 標

環境への負荷の少ない循環型社会を構築するとともに、
美しい地域環境をつくります。

① 目標達成に向けた施策体系



② 現状と課題

循環型社会を構築するため、一般廃棄物を8種類に分類した分別収集に取り組み、ごみの排出抑制や再資源化を推進しています。しかし、再生資源物の不分別や分別不良が見受けられることから、リサイクル意識を高めるため、これまで以上に市民への分別方法の周知を図る必要があります。

また、カラス等によりごみ集積場所が荒らされ、不衛生な場所もあることから、ごみ集積所ボックス整備を推進し、ごみの散乱防止と環境美化を図る必要があります。

市民の環境美化への意識を高め、不法投棄やゴミのポイ捨てをなくするため、自治組織や関係団体と連携し市民参加型のクリーンアップを行い、きれいなまちづくりに努めていきます。また、現在稼働している貝沢ごみ処理施設の老朽化が進んでいることから、新しいごみ処理施設の整備を図る必要があります。

地球温暖化対策や東日本大震災による発電量の減少への対応など、市民と行政がいっしょにそれぞれの分野で期待される省エネルギーに取り組む必要があります。

③ 基本方針

【循環型社会の形成】

ごみの排出抑制と分別を徹底するとともに、リサイクルを進めます。

【環境衛生の向上】

きれいなまちづくりを進めるとともに、不法投棄対策を行います。

【みんなで取り組む省エネルギー】

行政・市民・事業者が一緒に省エネルギーに取り組みます。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 循環型社会の形成	ごみ減量化及び分別の徹底により、リサイクル率の向上を図るとともに、リサイクル活動団体への支援を行います。
	環境問題に関する啓発活動を行います。
(2) 環境衛生の向上	ごみに対する意識の高揚を図るとともに、ボランティア活動を推進します。
	ごみ集積所ボックスの整備を支援します。
	関係団体や自治組織と相互協力の充実を図り、道路や河川等のクリーンアップを実施します。
(3) みんなで取り組む省エネルギー	行政・市民・事業者がそれぞれの分野で期待される省エネルギーに取り組めます。

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	前期現状	前期目標	H22実績	後期目標
リサイクル率	%	17.4	26	19.7	23

第3節 防災・防犯・交通安全の推進

まちづくりの
目 標

災害、犯罪、事故などのない、安全で
安心なまちをつくります。

① 目標達成に向けた施策体系

3 防災・防犯・交通安全の推進

(1) 防災体制の整備・充実

(2) 消防体制の充実

(3) 河川改修の促進

(4) 防犯対策の強化

(5) 交通安全対策の推進

(6) 消費者行政の充実

② 現状と課題

【防災・消防・河川改修】

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、平成23年1月からの豪雪など、多くの尊い生命や財産を失う災害が各地で発生し、防災の重要性が再認識されています。

幸い、本市では東日本大震災による大きな被害はありませんでしたが、地震直後の停電とこれに伴う交通機関の乱れや断水が、電気の使用を前提にしている日常生活を直撃し、多くの市民が不安な夜を過ごしました。一方、隣県の被災地においては、役所の施設や機能が壊滅して町ごと避難するケースもあり、行政が防災の一切を担うことの限界も見られました。

これまで本市では、消防団の強化をはじめ、災害発生危険がある箇所や避難場所を掲載した「湯沢市ハザードマップ」を平成18年3月に作成するなど、防災活動に取り組んできました。東日本大震災により国の防災基準が大幅に見直しされることや、指定した避難所の廃止・変更などにより、現在着手している地域防災計画の見直し作業にあわせ、防災ハザードマップを更新し、更新後も5年間に1回は計画の見直しを行っていく必要があります。また、見直しの際には、行政・市民・関係団体が一体となった取り組み体制の構築を図ります。

第1章 豊かな自然が輝く安全で快適な美しいまちづくり

停電などにより、電話がほとんどつながらない災害時に、コミュニティFM放送は、地域防災の情報伝達手段として大きな力を発揮することが期待されます。

今後は、非常時の電源確保や防災システムの構築等、様々な角度から検討していく必要があります。

災害時に食料物資等が安定的に供給できるよう、毛布や乾パン等を幡野地区、岩崎地区、山谷地区の倉庫等に保管しているほか、引き続き民間のスーパーやホームセンター等と備蓄供給について協定を締結し、物資の確保を図っていきます。

大規模災害発生時の初期医療体制については、災害拠点病院及び災害派遣医療チーム(DMAT)指定医療機関である雄勝中央病院を核に、医師会との連携により対応にあたることとしています。被災された方への対応については、保健師等が避難所や自宅を巡回して健康チェックを行い、必要に応じて医療機関へ引き継ぎます。そのために様々な研修を通じて、職員のスキルアップを図っていく必要があります。

地域で生活する要援護者が災害時に安全に避難することができるような体制を確立するためには、町内会等の協力を得て支援する必要があります。平成23年度に策定した「湯沢市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき支援体制の強化に努めます。

また、積雪や強風により倒壊の危険がある空き家の増加が懸念されていることから、地域と一体となった対応を検討していくことが求められます。

災害発生時の情報の伝達方法などを再度見直すなど、引き続き災害の未然防止や軽減のため、過去に発生した災害を教訓とし、市民一人ひとりが災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動ができるように防災知識の普及啓発を図る必要があります。

【防犯・消費者行政】

地域社会が古くから有していた犯罪抑制機能が低下してきています。犯罪を未然に防止し、安全で安心なまちをつくるため、行政、関係機関及び市民が一体となって防犯活動に取り組むことが必要です。

都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、訪問販売やインターネットを利用した取引による消費者トラブルが増加してきたことから、平成21年度から消費生活相談員を増員して対応しています。今後も、警察や国民生活センター等関係機関と連携し、市民への情報提供や相談活動などを強化する必要があります。

消費者行政

市民の消費生活に関する相談等を適切かつ効率的に処理し、消費生活の安定及び向上を図ることを目的に行政が行う事務

【交通安全】

季別の交通安全運動や飲酒運転追放のため、飲食店等への訪問活動を行っています。平成21年度湯沢署管内で死者5人、負傷者251人と、毎年死亡者と200人前後の負傷者が発生する交通事故が起っています。

事故のない、安全で快適な交通環境を形成するために、一層注意を喚起して事故防止対策を行うとともに、地域住民による地域安全活動の推進を図る必要があります。

③ 基本方針

【防災・消防・河川改修】

災害の予防や応急対策、消防活動組織の強化、施設や設備の整備を進めます。
また、土砂災害や水害の危険性の高い箇所への対策を促進します。

【防犯・消費者行政】

防犯関係団体の組織強化を図るとともに、関係機関と連携して地域社会が一体となった活動を展開し、防犯体制の強化を図ります。消費生活センターを分かりやすく、安心して利用できる相談窓口にしていきます。

【交通安全】

関係機関や団体と連携して市民の交通安全意識を高め、特に子どもやお年寄りに配慮した交通事故防止に努めるとともに、交通安全施設など地域の安全環境の整備を推進します。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 防災体制の整備・充実	災害危険箇所や避難路、避難場所等を記した災害ハザードマップを更新します。
	災害等の被害を最小限に食い止めるため、防災行政無線、災害告知通報のあり方などを含む地域防災計画を策定します。
	地域防災計画に基づき、洪水、災害に備え、資機材の保管庫や備蓄品を確保します。
	災害時に消防団員等が速やかに連携し、対応力が向上するよう、大規模防災訓練を実施します。
	災害時の医療の確保を図ります。【2.1.2へ再掲】
	自主防災組織を支援します。
	空き家等危険家屋対策については、地域と一体となった体制作りを進めます。
	災害時の要援護者避難支援体制の強化を図ります。
(2) 消防体制の充実	消防団員の活動環境や士気の向上を図ります。
	消防力を強化するため、防火水槽の整備などによる消防水利の確保や消防ポンプを整備します。
(3) 河川改修の促進	雄物川における河川改修及び堤防かさ上げ等の要望活動を行います。
	皆瀬川の河川改修の要望活動を行います。
(4) 防犯対策の強化	防犯灯の設置及び維持管理を行います。
	防犯協会の組織強化を図るほか、子ども・女性 110 番の家を定期的に見直しを行います。また地域安全推進大会（湯沢市民防犯大会）を継続し、地域と一体となって効果的な防犯活動を展開します。

第1章 豊かな自然が輝く安全で快適な美しいまちづくり

施策名	施策の内容
(5) 交通安全対策の推進	季別の交通安全運動、飲酒運転追放のため、飲食店等への訪問活動を行います。
	カーブミラーや交通安全看板を設置します。
(6) 消費者行政の充実	悪徳商法等への対策など複雑多岐にわたる相談業務を行うため、消費生活相談員を配置し窓口を強化します。

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	前期現状	前期目標	H22実績	後期目標
出火件数	件	24	減少	19	減少
交通事故死傷者数	人	265	減少	190	減少

第4節 住環境の整備と定住化の促進

まちづくりの
目 標

快適に暮らすことができる居住環境の整備により、
定住を促進します。

① 目標達成に向けた施策体系

4 住環境の整備と定住化の促進

(1) 計画的な土地利用の推進

(2) 市街地の整備

(3) 住宅・宅地の整備

(4) 公園・緑地空間の拡充

(5) 定住対策

② 現状と課題

【計画的な土地利用の推進】

適正な土地利用を図るため、平成22年3月に「国土利用計画」を策定しました。

この計画は、関連法との整合性を図るとともに、秩序ある土地利用を推進していくためものです。地域的・経済的情勢の変化に対応しながらも、次世代に調和のとれた市街地や農用地、豊かな自然空間を引き継いでいく必要があります。

地籍の明確化のための地籍調査実施済面積は、雄勝地区が9.16%、皆瀬地区が22.72%、湯沢地区は未着手となっています。

【市街地の整備】

平成22年度には、「湯沢駅周辺地区環境整備計画」を策定しました。平成23年度から東西自由通路と駅前広場等の測量及び詳細設計等が始まって事業が本格化しており、新しい人の流れや、魅力に引き寄せられた観光客の流れが相まって、絶えず人が行き交い、活気と魅力に満ち溢れた街の形成が期待されます。

住居表示については岡田町が完了し、計画に基づき中野・両神地区を実施する予定です。また、湯の原住宅市街地総合整備事業によりコミュニティ住宅整備及び道路橋りょう整備を行い、当該地域の住環境の改善を図りました。

【住宅・宅地の整備】

平成23年度に策定した「湯沢市住生活基本計画」のアンケート調査では、多くの市民が住環境への満足度が高く定住志向も強い一方、地震に対する安全性や段差など、高齢者・障がい者対策については不満に思っているという結果が出ました。

地震の多い我が国では、住宅をはじめ暮らしに直結した施設の耐震化を図り、安全性を高めるとともに、地域コミュニティの強化による助け合いの重要性も増えています。

また、高齢化や人口の減少に伴う中心市街地の空洞化や商店街の衰退、老朽家屋、空き屋の増加などが大きな問題となっています。

加えて、住宅の居住面積水準の低い住宅確保要配慮世帯の増加も予想されるため、良質な市営住宅の供給と市営住宅の長寿命化を図るなど、限られた資源を有効に活用し、誰もがいつまでも安全に暮らせる、安心な住まいづくりを目指します。

【公園・緑地空間の拡充】

市民の健康増進や憩いの場として、勇ヶ岡に健康広場を整備しました。

引き続き都市公園の環境整備と美化を図りながら、子どもたちのための遊び場や市民の憩いの場の計画的な整備が求められています。

【定住対策】

国・地方を問わず財政力の低下が懸念されており、これまでのように一つの市町村が、暮らしに必要な様々な機能を単独で整備することは困難になってきます。定住自立圏構想は、人口構成の大きな変化を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口の流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた住居の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することを目指した新しい政策です。

定住に必要な都市機能及び生活機能の確保と充実を図るため、平成22年度に本市が「中心市宣言」を行い、羽後町、東成瀬村とそれぞれ定住自立圏形成協定の締結をしました。これにより形成された定住自立圏域全体を対象として、圏域の将来像や協定に基づき推進する具体的な取り組みを記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、担い手育成や雇用創出への支援など、定住の促進を図ります。

③ 基本方針

【計画的な土地利用の推進】

自然的・社会的条件と現状の土地利用を踏まえつつ、秩序ある土地利用を誘導するための監視・指導に努めます。

【市街地の整備】

継続可能でコンパクトな市街地形成を基本とし、災害や冬に強く、人に優しいまちづくりに取り組みます。

第1章 豊かな自然が輝く安全で快適な美しいまちづくり

【住宅・宅地の整備】

良質な市営住宅を提供するとともに、民間事業者等の市街地における建築活動を適切に誘導します。

【公園・緑地空間の拡充】

市民の健康づくりや憩いの場として利用できるように、自然環境と調和した計画的な公園整備を図ります。

【定住対策】

住環境の整備を総合的に進めるとともに、雇用の確保により定住の促進を図ります。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 計画的な土地利用の推進	国土利用計画の必要な見直しを図り、適正かつ合理的な土地利用を図ります。
	土地取引の円滑化及び境界に関するトラブル防止のため、地籍の明確化を行います。
(2) 市街地の整備	湯沢駅周辺を中心に、景観に配慮しながら都市施設の整備を図るとともに、湯沢駅東西の連絡強化と交通結節機能確保及び観光案内機能の強化を図ります。 【1.5.3へ再掲】
	湯沢駅西地区の合理的な住居表示を推進します。
	防災や居住環境上の課題を抱える老朽住宅等の密集地域において、防災や住環境の改善を図ります。
	秋田県都市計画区域マスタープランの見直しと併せて湯沢市都市計画マスタープランの見直しを行い、整合性を図ります。
(3) 住宅・宅地の整備	優良な建築物を建設することにより良好な市街地環境を整備し、良質な住宅等を供給する民間事業者を支援します。
	住生活基本計画に基づき、良質な市営住宅の供給を行います。
	公共下水道等の供用区域内にある既存市営住宅の排水環境を向上します。
(4) 公園・緑地空間の拡充	公共下水道等の供用区域内にある公園トイレを水洗化するとともに、公園の老朽化施設の更新やフェンス等の整備を行います。
	歴史文化を伝えるとともに市民が憩える場として、湯沢城址等の整備を行います。
(5) 定住対策	新規就農者を支援し定住を促進します。【3.1.2の再掲】
	関係機関との連携やブランド力を強化することにより、事業所等の雇用拡大を図り、定住を促進します。 【3.4.1の再掲】
	求職者への支援を強化し、定住を促進します。【3.4.1の再掲】
	将来的な帰郷についての意識調査を実施し、帰郷時における課題等をさまざまな角度から検証します。 【5.2.2へ再掲】
	定住自立圏共生ビジョンの推進を図ります。

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	前期現状	前期目標	H22実績	後期目標
地籍調査事業進捗率	%	12.2	20	13.7	18

第5節 交通体系の整備

まちづくりの
目 標

市民の利便性の向上や交流人口・物流の増加を
図ります。

① 目標達成に向けた施策体系

5 交通体系の整備

(1) 高速交通体系の整備促進

(2) 道路網の整備

(3) 公共交通体系の整備

② 現状と課題

【高速交通体系・道路網】

本市は、宮城、山形の両県に接し、秋田県の南の玄関口として、地域外との交流が活発に図られる可能性を有しています。

交流人口や物流の拡大は、今後のまちづくりのための重要な要件であり、その実現のための高速交通体系の確立や幹線道路等の整備は、優先的に進める必要があります。

高規格幹線道路の整備については、平成19年に湯沢横手道路が雄勝こまちインターチェンジまで延伸しました。また同年には、宇留院内と藤倉を結ぶ宇留倉トンネルが開通し、難所といわれた宇留院内峠越えが解消されました。これにより、皆瀬・稲庭地域と湯沢南部・雄勝地域が短時間で結ばれ市の一体感が生まれたほか、皆瀬・稲庭地域から山形方面へのアクセスが改善されました。今後は、さらに院内道路の延伸が期待されます。

市道整備については、中核医療施設へのアクセスの強化と防雪柵設置工事、通学路の整備を実施し、地域住民の日常の安全性と利便性を向上させて、快適な生活環境の整備を図っています。各地域の狭い道路は、拡幅、改良整備を推進し、円滑な交通の確保の向上を図りました。橋りょう等についても、老朽化した箇所によっては補修工事を行い、施設の延命化と道路の安全性の確保に努めました。今後も、計画的な道路整備と補修等を行いながら施設の長寿命化を進めていく必要があります。

平成19年に発生した岩手・宮城県内陸地震では、国道398号のほか県道湯沢栗駒公園線も土砂崩れによる通行止めになり、復旧までに2年を要しました。

東日本大震災の発生に伴う、岩手県・宮城県側の災害復興支援のためにも、国道108

第1章 豊かな自然が輝く安全で快適な美しいまちづくり

号と国道398号は重要なアクセスとなることから、今後も国、県との連携の下、地域住民が一体となった整備促進運動が求められています。

【公共交通体系】

本市を縦貫している奥羽本線は、秋田・山形の両新幹線の開通により、特急・寝台列車の廃止、快速電車の削減が行われたほか、湯沢駅の夜間無人化や市内のその他5駅の無人化などにより利便性が低下しています。

このため、山形新幹線大曲延伸推進会議では、国やJRへの粘り強い要望活動と、在来線の利用促進事業を行ってきたほか、地域の観光資源を広くPRすることを目的に「奥羽南線沿線ガイドブック」を作成し、啓蒙活動を行ってきました。景気低迷が続き、国や地方自治体の財政難のため、延伸実現は非常に厳しい現状にあります。実現した際の地域への経済効果と市の財政負担等を比較検討した上で、延伸活動内容を見直す必要があります。

一方、バス交通は、学生や高齢者等にとって、無くてはならない交通手段ですが、車社会の進展のほか、人口減少や少子化等により年々バス利用者が減少しています。

中心市街地と雄湯郷ランド間の交通手段を確保するためにシャトルバスを運行し、雄勝中央病院への通院者等の利便性の向上を図っているほか、平成19年度は生活バス路線が3系統廃止されたことに伴い、代替交通として乗合タクシーを運行しています。

平成22年3月には、地域住民の移動手段の確保対策を盛り込んだ「湯沢市地域公共交通計画」を策定し、平成23年度からは予約制乗合タクシーの運行も開始しています。

利用者数の少ないバス路線の存続が危惧されていますが、今後も市民の身近な交通手段を確保することが求められています。

③ 基本方針

【高速交通体系の整備促進】

山形新幹線の^{大曲}延伸運動の推進、在来線の利便性向上及び鉄道利用の促進を図るとともに、高規格幹線道路整備の促進を図ります。

【道路網の整備】

都市計画道路や市内主要箇所を結ぶ幹線道路と生活道路を計画的に整備するとともに、施設の長寿命化を図ります。また、市民が安全で安心して通行できるようにバリアフリー化等を進めます。

【公共交通体系の整備】

市民生活に密着した鉄道及び路線バスの利便性の向上に努めます。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 高速交通体系の整備促進	山形新幹線の大曲駅までの延伸活動に取り組むとともに、奥羽南線の利便性向上や駅機能を拡充するための活動を行います。
	東北中央自動車道の早期完成と、国道13号、108号、398号の整備促進のための活動を行います。
(2) 道路網の整備	湯沢駅を中心に都市計画道路を整備します。【1.4.2の再掲】
	市域内をネットワーク化する幹線道路網や産業活動に密接に関連する道路を整備します。
	市民生活に身近な生活道路を順次整備します。
	道路、橋りょう等の維持補修を実施し、安全な通行の確保に努めます。
(3) 公共交通体系の整備	地域公共交通計画に基づき市民の交通手段の確保に努め、利便性の向上を図ります。
	湯沢駅にバス等の交通結節機能を整備し、利便性の向上を図ります。【1.4.2の再掲】
	バス路線維持のための利用促進や事業者への支援を行うほか、コミュニティバスの運行などにより、利便性の向上を図ります。
	湯沢駅夜間無人化の撤回の要望を継続し、他の無人駅の利用環境の維持に努めます。

第6節 上下水道の整備

まちづくりの
目 標

安全で安心な水を安定的に提供するとともに、水環境の
保全と衛生的な生活環境を確保します。

① 目標達成に向けた施策体系

6 上下水道の整備

(1) 上水道の整備

(2) 簡易水道の整備

(3) 下水処理施設の整備

(4) 下水処理施設の普及促進

② 現状と課題

【水 道】

水道施設¹は、上水道2、簡易水道24、専用水道9、小規模水道7、計42施設あり、うち簡易水道1施設、小規模水道4施設が非公営の水道施設となっています。

水道料金については、市民の負担の公平性を確保するために料金の統一を図り、大幅な料金格差については激変緩和措置を講じ、平成23年度から段階的に改定を実施しています。

水道事業の経営基盤強化のため、水道普及率の向上を目指す必要がありますが、自家用井戸等を所有している高齢者世帯の水道加入については、後継者がいないなどの理由で加入に難色を示されるケースがあることから、基本水量を改定し負担軽減を図る必要があります。

【下水道】

下水処理は、平成20年度に策定した「湯沢市生活排水処理整備構想」に基づき、計画的に事業を実施しています。川連地区の整備が完了しており、院内及び山田地区においては平成23年度で完了予定ですが、湯沢公共下水道地域の整備率は未だ5割未満となっています。また、平成11年度から平成21年度まで実施しました稲川、皆瀬の市町村設置型合併処理浄化槽整備については、1,503基設置し、水洗化人口の約4分の1に当たる市民が利用しており、生活環境や公衆衛生の向上に寄与しています。

湯沢公共下水道と稲川・院内の特定環境保全公共下水道、松岡農業集落排水のほか、

第1章 豊かな自然が輝く安全で快適な美しいまちづくり

合併処理浄化槽の整備を進めた結果、平成22年度末の汚水処理人口普及率²は63.6%となり、平成17年度末の41.3%から22.3ポイント上昇しました。

今後の下水道整備の方向は、平成20年度の生活排水処理整備構想より、当初農業集落排水施設区域として計画された地区を、合併処理浄化槽区域とするなど、地域情勢に応じた効率的かつ適正な整備手法で整備することとしています。

また、既設処理場において更新時期を迎える機器等が逐次発生してきており、計画的に更新していきます。

下水道料金については、市町村合併以前からの料金を採用していましたが、段階的に料金の改定を実施しています。

③ 基本方針

【水道の整備】

水道未普及地域の解消を図るとともに、水道事業経営の基盤強化と効率的運営に努めます。

また、将来にわたる水道水源を安定的に確保します。

【下水処理施設の整備】

河川、池沼などの水質を保全するとともに、生活環境や公衆衛生の向上を図るため、下水処理施設を整備します。

¹水道施設

平成22年度行政資料

²汚水処理人口普及率

下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を利用することができる人口の割合。普及率は、「生活排水処理施設の整備状況について（平成23年4月版）」より

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 上水道の整備	湯沢地区水道事業の給水区域を拡張(上関、相川)します。
	下水道関連、湯沢上水道区域配水管施設整備工事を実施します。
	成瀬ダムに水源を確保します。
(2) 簡易水道の整備	山田、川原、松岡、切畑の4簡易水道を統合整備します。
	御返事水源及び大沢田水源を水源とし、横堀地区及び小野地区に水道施設を整備します。
	配水施設整備を行います。(小安簡水、三ツ村簡水、真木簡水、小沢簡水、宇留院内簡水、小淵ヶ沢小規模水道)
	川井簡易水道の浄水施設の改良後、中山、岳ノ下、磯小規模水道を統合整備します。
(3) 下水処理施設の整備 【1.1.3へ再掲】	国の動向や地域の実情を見極めながら、湯沢公共下水道区域、横堀・小野地区、湯沢南部地区について整備を進めます。また、既設処理場の設備更新等を実施します。
	下水道区域外全地域において、合併処理浄化槽の設置者に対し、その費用の一部を補助します。
(4) 下水処理施設の普及促進 【1.1.3へ再掲】	平成24年度までは、稲川処理区区域内の一部において、下水処理施設に接続する際にその費用を補助します。
	で補助を受けている者以外の全地域において、供用開始後3年以内に排水施設に接続する場合は、その工事資金の融資あっせん等を行います。

⑤ 目標とする指標

	単位	前期現状	前期目標	H22実績	後期目標
水道普及率	%	84.2	89	91	93
汚水処理人口普及率	%	41.3	58	63.5	71.9
水洗化率	%	70.7	73	72.7	76.7

第7節 克雪対策

まちづくりの
目 標

冬期間の安全で快適な生活を確保します。

① 目標達成に向けた施策体系

7 克雪対策

(1) 除排雪体制の整備

(2) 克雪施設の整備

② 現状と課題

本市は、県内でも有数の豪雪地帯であり、冬期間の道路は路面の凍結、深雪を車両が通行したことによる路面のわだち、除雪により路肩に寄せられた雪での道路幅員減少、吹雪による視界不良など、さまざまな障害があります。市内の移動や物流のほとんどを自動車に依存している現状においては、道路の交通確保により通勤、通学をはじめ、生活、産業経済活動が支えられています。

このため、除排雪体制や防雪施設を整備し、冬期間の交通確保に優先して取り組んできましたが、市民要望は依然として多く、更なる充実が求められています。

道路は、管理者ごとに国、県及び市町村道と区別されていますが、管理区分ごとの除雪状況について大きな較差が無いよう、国や県と連携した除雪体制を整える必要があります。

③ 基本方針

きめ細かい除排雪や防雪施設の整備により、雪に強いまちをつくります。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 除排雪体制の整備	老朽化した除雪機械を更新し、除排雪の効率化を図ります。
(2) 克雪施設の整備	地吹雪対策が必要な路線に防雪柵を設置し、冬期の交通障害の軽減を図ります。
	流雪溝や歩道融雪施設の設置により、冬期の安全で快適な交通の確保を図ります。

第8節 地域情報化の推進

まちづくりの
目 標

高度情報化社会に対応し、市民が必要なサービスを受けることができる情報通信環境を構築します。

① 目標達成に向けた施策体系

8 地域情報化の推進

(1) 地域情報化の推進

② 現状と課題

平成20年度に「湯沢市地域情報化計画」を策定しましたが、情報化の流れは日々変わっているため、最適な情報化を見極めることが必要となります。

移動通信用鉄塔整備はすべて完了し、不感地帯解消に寄与しました。今後は、一部不感地帯解消に向けて各通信事業者に積極的に働きかけを行います。

平成23年7月にはアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に移行されました。湯沢市電波遮へい対策事業費補助金交付要綱を設け、難視地域の解消に向け取り組んでおり、地デジ難視対策衛星放送が終了する平成27年3月までの対応を目指します。

東日本大震災の際には、市全域が長時間にわたり停電しました。停電中は災害情報等の把握が困難になったことから、緊急時や災害時における情報伝達の方法やシステムの確立が求められます。

③ 基本方針

市民、企業、各種団体、行政及び通信事業者が一体となった体制で、市全域の情報通信環境の向上に努めます。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 地域情報化の推進	社会情勢に応じ、随時湯沢市情報化計画の見直しを行います。
	携帯電話一部不感地帯解消に向け、各通信事業者に積極的に働きかけていきます。
	地上放送デジタル化に向けた施設整備を行います。
	コミュニティFM放送や地域プロバイダの活用を図ります。

第2章

健康と暮らしをともに支える みんなの笑顔が輝くまちづくり

第1節 保健・医療の充実と健康づくり

まちづくりの
目 標

市民の健康づくりと各種健(検)診の充実を図るとともに、市民が安心して暮らせる医療体制を確保します。

① 目標達成に向けた施策体系

1 保健・医療の充実と健康づくり

(1) 保健事業の推進

(2) 地域医療体制の整備

(3) 国民健康保険事業の円滑な運営

(4) 福祉医療の給付

② 現状と課題

今や国民病といわれる「がん」の早期発見及び生活習慣病予防の施策としての健(検)診は必要不可欠なものであり、受診率の向上を目指しながら、今後とも継続していく必要があります。また、健康で心豊かな生活を実現するため日常生活にスポーツを取り入れたり、食生活の改善等、生活習慣の見直しも必要です。

インフルエンザ予防接種については、より多くの市民が接種することができる環境を整備し、罹患者の低減に努めます。

自殺予防施策については、自殺に至る経緯には「うつ病」が関連していることが非常に多いため、市民が「うつ病」を正しく理解するための研修会や講演会を継続して実施していく必要があります。

前期計画の目標に掲げている「保健・健康増進施設の整備」については、市民の移動手段に配慮し、身近な既存公共施設の積極的な利活用により、多様化する市民の健康志向ニーズに対応した保健事業を推進します。

第2章 健康と暮らしをともに支えるみんなの笑顔が輝くまちづくり

市民の保健医療サービスに対しては、高度な技術が要求されており、誰もが「いつでも、どこでも、等しく」保健医療サービスを受けられるように、地域バランスのとれた医療体制や医療従事者の確保に加え、周辺部に不足している医療機関の充実を図る必要があります。このため、市立皆瀬診療所では送迎バスを運行し、地域間の格差の是正に努めています。

地域の救急医療体制の確保と充実を図るため、中核病院である雄勝中央病院に対して救急医療の運営や医師確保のための支援を行なっています。また、これまで夜間救急医療対策として、湯沢市雄勝郡医師会の協力のもとに医師を派遣することにより、雄勝中央病院の勤務医の肉体的負担や時間的拘束等が軽減され、安定した体制が構築されました。

国民健康保険事業は、若年齢被保険者の減少や高齢者の増加等により、一人当たりの医療費が増加していることから、財政基盤の弱体化が問題となっています。

このため、診療報酬明細書の点検を国民健康保険団体連合会に委託することにより経費の削減に努めました。また、人間ドック受診者への助成や、医師会等の協力を得てジェネリック医薬品導入についての啓蒙を行うなど、今後も引き続き国保財政の基盤強化と安定化を図っていくことが必要になります。

乳幼児やひとり親家庭の児童、高齢身体障がい者、重度心身障がい者の心身の健康保持と生活の安定を図るため、福祉医療の給付を行っています。

③ 基本方針

市民が生涯にわたって健康に暮らせるよう各種健（検）診の充実を図るほか、各医療機関との連携により、救急医療体制や地域医療体制の充実を図ります。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 保健事業の推進	成人保健事業、母子保健事業を実施します。
	自殺予防の啓発を行います。
(2) 地域医療体制の整備	医師確保対策を行います。
	救急医療体制の充実を図ります。
	災害時の医療の確保を図ります。【1.3.1の再掲】
(3) 国民健康保険事業の円滑な運営	低所得被保険者の税負担を軽減します。
	医療費適正化を推進します。
	特定検診及び保健指導を行います。
(4) 福祉医療の給付	福祉医療の給付を行います。

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	前期現状	前期目標	H22 状況	後期目標
自殺の標準化死亡比	-	1.46	減少	0.96	減少
基本健康診査受診率	%	55.7	増加	46.2	増加
悪性新生物の標準化死亡比	-	1.08	減少	1.04	減少
心疾患の標準化死亡比	-	1.21	減少	1.22	減少
脳血管疾患の標準化死亡比	-	1.35	減少	1.55	減少
乳幼児健康診査受診率	%	88.9	100	98.5	100

標準化死亡比

基準死亡率(人口10万対死亡数)を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる死亡数と実際の死亡数とを比較するもの

特定健康診査受診率の前期現状は平成17年度の基本健康診査受診率を示しています。

平成20年度から法改正により特定健康診査になりました。

第2節 社会福祉の充実

まちづくりの
目 標

互いの思いやりを持って支え合う福祉社会づくりを目指します。

① 目標達成に向けた施策体系

2 社会福祉の充実

(1) 社会福祉の推進

② 現状と課題

東日本大震災では、被災地の町や集落ごと避難しているところがあり、地域の支え合いの大切さが再認識されています。

平成21年3月「湯沢市地域福祉計画」を策定し、住民主体の地域づくりやさまざまな分野でのボランティア活動、NPO法人の活動などの地域の力を生かして互いに支え合う福祉のまちづくりを目指しています。

これまで、社会福祉協議会をはじめとする各種福祉団体との連携による社会福祉の取り組みを進めてきましたが、財政的に厳しいなか、各団体の事業運営内容を見極めながら適切な支援をしていくことが必要です。

今後も、行政をはじめ、社会の構成員すべてがそれぞれの役割を積極的に果たすことによって、支援を必要とする人を社会全体で支える体制の構築と地域社会を基盤とした福祉の推進に努める必要があります。

③ 基本方針

支援を必要とする人を地域全体で支える体制の構築を目指し、社会福祉団体や市民団体、ボランティア団体などの育成を推進するとともに、行政との役割分担を図りながら社会福祉の充実を図ります。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 社会福祉の推進	地域福祉計画に基づいた取り組みを進めます。
	社会福祉協議会の運営・活動を支援します。

第3節 高齢者福祉の充実

まちづくりの
目 標

安心して在宅生活が継続できる地域社会、福祉サービスの体制を構築します。

① 目標達成に向けた施策体系

3 高齢者福祉の充実

(1) 高齢者福祉の推進

(2) 高齢者福祉施設の整備・運営

② 現状と課題

65歳以上の高齢者の割合は、平成22年度当初で31.5%であり、3人に1人が高齢者となっています。老人クラブ活動の中心に友愛訪問活動を位置付けることにより、地域で支え合う体制づくりを目指します。老人クラブへの加入率が伸び悩んでいるため関係機関と連携を図りながら活動支援を進めていく必要があります。

在宅高齢者等の生活の支援として、冬期間の除雪サービス等きめ細かなサービスを実施しており、利用者数は年々増加傾向にあります。要介護状態への予防に努めるためのデイサービスや家事援助等の利用者も増加傾向にあります。介護予防事業に取り組む事業所も増加していることから、今後もニーズにあったサービスが受けられるよう情報提供に努めていく必要があります。

介護保険法による地域密着型サービス等事業の整備については、小規模多機能型居宅介護事業所等が開設されるなど、順調に整備が進んでいます。また、民間による介護付有料老人ホーム等の整備が進んでいることから、特別養護老人ホームの施設整備等については長期的な視点から検討を重ね、第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）において具体的な整備目標を定めて施設整備や事業の充実を図る必要があります。

③ 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉施設の整備や在宅介護サービスの充実を図るほか、高齢者世帯を地域で支え合う福祉サービスの充実と高齢者の活動機会の提供に努め、予防介護対策の充実を図ります。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 高齢者福祉の推進	老人クラブの活動を支援します。
	在宅高齢者等の生活を支援します。
	高齢者虐待を防止します。
	介護予防サービス事業の整備・充実に図ります。
(2) 高齢者福祉施設の整備・運営	高齢者福祉施設の運営並びに法人化移行を図ります。
	第5期介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームの整備・充実に図ります。

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	前期現状	前期目標	H22実績	後期目標
老人クラブ加入者数	人	5,606	6,700	4,690	4,925
地域密着型サービス施設及び事業	か所	8	13	10	15

第4節 障がい者福祉の充実

まちづくりの
目 標

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むこと
のできる環境をつくります。

① 目標達成に向けた施策体系

4 障がい者福祉の充実

(1) 障がい者福祉施策の充実

(2) 障がい者福祉施設の整備

② 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がい者が地域で自立し、積極的に社会参加できる環境整備に努めてきました。

平成21年3月に「第2期湯沢市障がい者福祉計画」を策定しました。平成23年度に新たな計画を策定する必要がありますが、国において「障害者総合福祉法(仮称)」の検討が行われていますので、動向を見極めながら新たな目標値と見込量を設定する必要があります。

障がい者が地域で自立しながら生活していくことに対する支援事業については、自立支援法による福祉サービスのほか、市の単独事業で障害者交通援護費の支給を行っています。就労移行支援、自立訓練施設も充実してきています。それぞれ制度の浸透が図られ順調に利用者が伸びていますが、実績の少ないサービス事業等については原因を検証し、見直す必要があります。

③ 基本方針

障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の場の確保や障がい者福祉施策を充実し、生活支援を推進します。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 障がい者福祉施策の充実	障がい者計画・障がい福祉計画を策定します。
	障がい者の地域生活を支援します。
	障がい者への自立支援給付を行います。
(2) 障がい者福祉施設の整備	障がい者の通所施設の整備促進を図ります。

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	前期現状	前期目標	H22実績	後期目標
障がい者地域生活支援事業利用実人数	人	238	300	365	400
市内グループホーム利用実人数	人	0	10	33	50
市内福祉ホーム利用実人数	人	2	12	4	12
市内就労支援利用実人数	人	12	79	110	130

第5節 児童福祉の充実

まちづくりの
目 標

安心して子育てができる環境をつくります。

① 目標達成に向けた施策体系

5 児童福祉の充実

(1) 子育て支援の推進

(2) 保育事業の推進

(3) 地域子育て環境の充実

② 現状と課題

児童扶養手当を父親へも支給するなど、扶助制度の拡充が図られています。

また、従来、保育所と幼稚園に二極分離していた就学前児童の保育環境は、多様なニーズに対応し、認定こども園制度を導入したことにより大きく変化しています。

「次世代育成支援行動計画(後期計画・H22～H26)」を策定し、延長保育、放課後児童クラブ及び一時保育等の事業は、特にニーズの高い事業として位置付け、平成23年4月には、統合した湯沢東小学校前に放課後児童クラブを整備するなど、積極的に取り組んでいます。

また、母子自立支援員及び家庭相談員を配置し、各種扶助制度の申請指導や子育て不安の解消への支援、療育・虐待・要保護等その内容に応じた適切な助言と指導に努め、児童相談所等の関係機関と連携をとりながら施設への入所指導等を行っています。

近年、乳幼児や児童への虐待が増加傾向にあり、虐待防止に向けた啓発活動を推進することが重要となっていることから、重点的に取り組むべき課題と考えています。

③ 基本方針

子どもを安心して産み、育てられるように、各種特別保育の充実や子育て支援ボランティアの育成を図るほか、育児休業制度の定着や労働時間の弾力化などの子育て支援環境づくりを促進します。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 子育て支援の推進	子育てに要する経費への支援を行います。(保育料軽減等)【5.2.1へ再掲】
	ひとり親家庭への支援を行います。
	家庭・児童相談を実施します。また、関係機関との連携により児童虐待等の防止に努めます。
(2) 保育事業の推進	保育事業を推進し、保育環境の充実を図ります。【5.2.1へ再掲】
(3) 地域子育て環境の充実	学童保育を実施します。【5.2.1へ再掲】
	地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターでの育児支援を行います。【5.2.1へ再掲】

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	前期現状	前期目標	H22 現状	後期目標
一時保育実施保育所数	か所	9	11	10	11
延長保育実施保育所数	か所	6	10	7	10

第3章

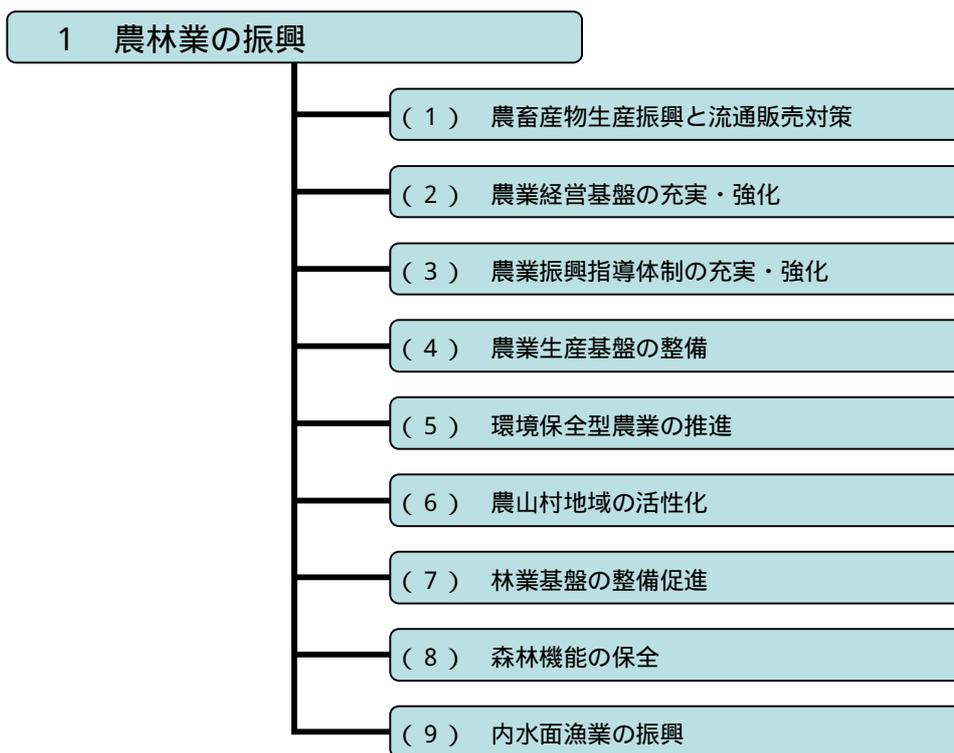
ふるさとの技が輝く 活力あふれるまちづくり

第1節 農林業の振興

まちづくりの
目 標

収益性の高い農林業生産体制を構築します。

① 目標達成に向けた施策体系



② 現状と課題

【農 業】

当市の農業は、肥沃な土壌と豊富な水資源に恵まれ、米をはじめ、野菜、果樹、花き、畜産など、多種多品目にわたる良質な農畜産物を生産しており基幹産業として発展しています。また市全域にわたる広大な農地は、緑豊かな、ゆとりとやすらぎのある空間を形成しています。

近年、農業を取り巻く情勢は、国際化の進展に伴う輸入農産物の増加や長引く不況の影響による農産物価格の低迷に加え、最近ではTPP¹問題をはじめ、東日本大震災や福島原発事故への対応問題もあいまって、ますます混迷の度を深めています。

さらに、多発傾向にある自然災害によって農家が大きな被害を受けており、今後は災害に強い農業の生産振興体制づくりの必要に迫られています。

農村においては、兼業化・混住化や少子化、農業従事者の高齢化が進む中、住民の意識と行動も多様化し、集落機能が大きく変化し、農村本来の活気が失われてきていることから、将来に向け、地域農業・農村を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るために、職業として若者が選択しうる「魅力とやりがいのある収益性の高い農業への転換」、「住みよい農村の環境整備」が重要な課題となっています。

また、消費者の意識は、量から質への転換に加え、健康・安全・本物志向へと多様化してきており、生産者と消費者との信頼関係の構築のもと、安全で安心な農畜産物の生産・供給など、環境と調和のとれた人や自然に優しい持続可能な資源循環型農業・環境保全型農業の展開が強く求められています。

道の駅おがち「小町の郷」整備事業においては、新たに100人規模の売り場スペースを備えた農産物直売所を整備する計画を進めており、これにより地産地消及び消費者との体験交流の支援が期待できます。

【林業・内水面漁業】

森林は、木材生産活動やさまざまな林産物の供給を通じ、国土保全、水源かん養など多面的の公益機能を発揮しながらも、ヒト・モノ・カネが都市へ集中したことに端を発し、時代を経るごとに山村・林業を取り巻く状況は厳しく、経済活動も縮小しています。

今日では国際化・グローバル化が急速に進展する中、木材生産コストを引き下げて市場経済に対応しうる経営を図っても、それ以上に価格が下落しています。このことから労働に対する対価が低いため、直接現場で作業する人材が枯渇しようとしており、危機的状況にまで陥っています。

循環可能な森林資源の有効な利活用を図ることで、低炭素社会が実現します。そのためには、公的関与による一層の森林整備が必要と考えます。

また、山村振興を含めた森林の総合利用を進めるためには、担い手の確保と林内路網密度を高める必要があります。森林に入りやすくなる条件を整えることで、森林セラピーの場として市外からの誘客を図り、オフセット・クレジット（J・VER）制度²を利用して収入を得る仕組み作りが今後の大きな課題と考えます。

また、市内を流れる自然豊かな雄物川、皆瀬川、役内川は、そこに生息する鮎をはじめとした溪流魚などが豊富なことから、これらを資源として活用していくことが求められています。

③ 基本方針

【農畜産物生産振興と流通販売対策】

農畜産物生産振興と流通販売対策に向けた取り組みを支援することにより、農業経営の体質強化を図ります。

【農業経営基盤の充実・強化】

認定農業者や集落営農組織などの担い手及び定年後参入者を含む新規就農者の育成を支援することにより、農業経営基盤の充実・強化を図ります。

【農業振興指導体制の充実・強化】

先進的な農業生産技術の実証と普及、気象情報等の迅速な伝達、担い手組織等の育成・支援により、農業生産の拡大及び所得の向上を推進します。

【農業生産基盤の整備】

ほ場、農道、用水路等の整備と長寿命化を図るとともに、農村環境の保全・向上を図ります。

【環境保全型農業の推進】

耕畜連携を促進し、安全安心な農畜産物生産に向けた取り組みを支援することにより、環境保全型農業を推進します。

【農山村地域の活性化】

農山村の自然環境や生産環境などの資源を活用した交流体験等のグリーンツーリズム³活動を推進し、新たな収入源の創造による地域の活性化を図ります。

【林業基盤の整備促進】

林産物の生産や生物の多様性の保全、地球環境の保全、水源かん養など、森林が有する多面的機能の維持管理を行うため、林道及び作業道の整備を図ります。

【森林機能の保全】

森林は、広く市民に恩恵をもたらす「緑の社会資本」であることから、森林の持つ多面的な機能維持のため、市民や林業・木材産業関係者とともに森林の保全活動を推進します。

【内水面漁業の振興】

魚族の確保と釣り人などの観光客の増加を図るため、河川の環境保全とともに、雄物川、皆瀬川、役内川における鮎などの稚魚放流活動を支援します。

¹TPP

別名を環太平洋経済協定と言い貿易自由化を目指す経済的枠組み。工業品や農産品、金融サービスなどをはじめとする、加盟国間で取引される全品目について関税を原則的に100%撤廃しようというもの。

²オフセット・クレジット(J-V E R)制度

国内で行われる排出削減・吸収プロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量のうち一定の基準を満たすものを、オフセット・クレジット(J-V E R)として認証する制度。

³グリーンツーリズム

都市の住民が農山村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 農畜産物生産振興と流通販売対策	担い手の育成に資する農業機械等の導入を支援します。
	農家、農業団体とともに戦略作物の作付け拡大の取り組みを推進します。
	市単独補助・融資制度の活用により幅広い農業者の取り組みを支援します。
	地産地消及び消費者との体験交流を支援します。
	女性農業者の主体的な生活研究活動を支援します。
	地域農産物を学校給食等へ供給拡大するための支援を行います。
	地場産農産物の産地直販活動を支援します。
	災害に強い農業の体制づくりを支援します。
(2) 農業経営基盤の充実・強化	認定農業者や集落営農などの担い手への支援を行います。
	新規就農者への支援を行います。【1.4.5へ再掲】【5.2.2へ再掲】
	湯沢農業振興地域整備計画の策定・管理等を行います。
	担い手への農地の利用集積を促進し、耕作放棄地の発生防止、優良農地の確保を図ります。
(3) 農業振興指導体制の充実・強化	営農指導体制の充実・強化を図ります。
(4) 農業生産基盤の整備促進	農道や農業水利施設等の整備を進めます。また、施設の長寿命化を図ります。
	集落の農用地や農業水利施設の保全活動と集落機能の活性化活動を実施する地域活動に対し支援します。
	ほ場区画整備を進めます。
(5) 環境保全型農業の推進	有機、減農薬、減化学肥料栽培を促進します。
	完熟堆肥の使用による安全で安心な農畜産物生産を推進します。
	農業用使用済プラスチック処理と、農業者主体の回収処理システムの構築を図ります。
	自然乾燥米など高付加価値作物の生産振興を図ります。
(6) 農山村地域の活性化	農業生産条件が不利な傾斜農地について、農業生産活動の持続を支援します。
	耕作地を有しない市民を対象とした農園を設置します。
	グリーンツーリズム活動のリーダーやサポーターの育成と情報の収集・発信を行います。
	地域の生産活動拠点として、米、野菜、果実の加工を行います。

第3章 ふるさとの技が輝く活力あふれるまちづくり

施策名	施策の内容
(7) 林業基盤の整備促進	林道施設の長寿命化を図ります。
	密度の高い道路網整備を実施し、高能率林業機械の導入を図れる団地を整備します。
	国や県と連携し、治山事業を行います。
	国・県の制度である造林補助金の導入を進めます。
	森林機能を高める活動に対し、交付金を支給します。 【1.1.4へ再掲】
(8) 森林機能の保全	緑の募金活動を推進し、市民の自主的な緑化活動に対し支援します。
	自然鳥獣の保護をしつつ、有害鳥獣の駆除を進めます。
	公益的機能を持つ松林等を対象に、被害木の伐倒駆除、予防防除を行います。【1.1.4へ再掲】
	広葉樹林の保護育成と病虫害被害の拡散・防止に努めます。【1.1.4へ再掲】
	森林公園の維持、整備を図ります。【3.1.8の再掲】
(9) 内水面漁業の振興	稚魚放流を促進し、魚族の確保並びに河川環境の改善を図ります。【1.1.3へ再掲】

⑤ 目標とする指標

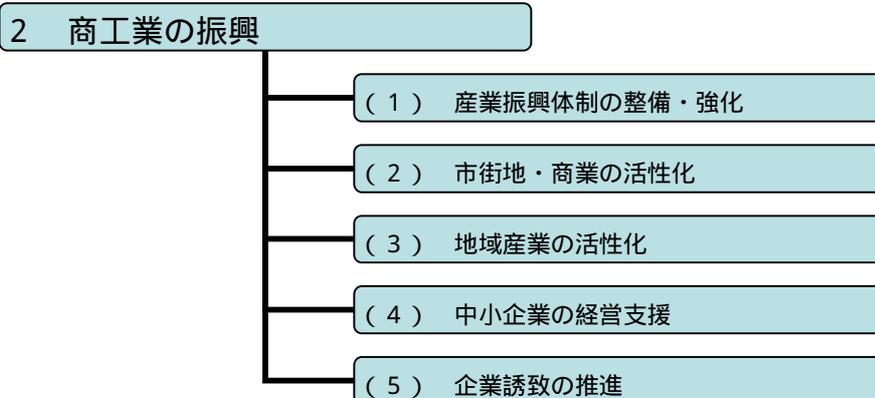
指標名	単位	前期現状	前期目標	H22現状	後期目標
農業生産法人数	団体	19	25	21	30
新規就業者数	人	7	10	18	28
農用地集積率	%	37.2	50	47.9	65
ほ場整備率	%	73.6	74	73.6	74
米の特別栽培面積	Ha	122	250	230	370
市民農園加入者数	人	22	30	31	40
グリーンツーリズム活動実践者数	人	2	20	2	20
林道密度	m / ha	10.8	12	10.8	12

第2節 商工業の振興

まちづくりの 目 標

市街地におけるにぎわいと活気ある商店街づくりを促進します。また、伝統的地場産業の振興を図るとともに、企業支援、企業誘致などにより地域経済の向上を図ります。

① 目標達成に向けた施策体系



② 現状と課題

【商 業】

中心商店街の空き店舗活用事業については、一定の効果を上げているものの、依然として空き店舗の解消には至っていないことから、今後も継続して取り組んでいく必要があります。また、商店街活性化のための各種イベントの開催については、若手による自発的な取り組みが見られることから支援を継続し、にぎわいのある中心商店街の形成をめざします。

市民プラザと大型空き店舗解体後の跡地については、施設の活用方法や維持管理等について関係団体等と協議し、中心商店街活性化のために効果のある施設整備を進めます。また、これらの施設を活用し、商店街と市民、行政が連携しながら、魅力ある商店街づくりや街なかへの誘客施策を展開する必要があります。

【工 業】

地域の特性を生かした新たな地場製品の開発やPRの強化により、地場産業の振興及び活性化が求められています。また、長引く景気低迷の影響により、市内中小企業の経営基盤の安定と経営改善が求められており、企業の意識改革や競争力の強化、人材育成などを図る必要があります。

加えて、企業誘致や新たに立地する企業への支援のほか、地元企業の雇用増加など

による地域経済の向上を図ることが必要となっています。

国指定の伝統的工芸品である川連漆器を中心とした伝統的地場産品を広く内外にPRする機能を備えた川連漆器伝統工芸館の整備が、平成20年度に完了し、産業振興と地域活性化のための拠点施設として、有効に活用されています。

稲庭うどん発祥の地である稲庭地区で案内サイン整備をはじめ、稲庭うどんの歴史の紹介や「食」をテーマに地域農産物を活用した体験学習、食育支援、地産地消、各種イベントを行う交流の場を整備する稲庭うどんの里エリア整備事業については、建設候補地等の課題があり、事業展開を含め再検討します。

市内地場産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、伝統ある地場産業を大切な財産であると再度明確に位置付けし、後継者の育成や新たな販路拡大・商品開発ができる環境を整え、伝統的技術・技能などの地域の潜在力を最大限に活用して、地域経済の活性化を図ることが必要になります。

また、企業誘致等については、各種補助金及び奨励制度を活用し、新たな企業誘致や既存企業の事業拡大による新規雇用が図られました。引き続き、新たに立地する企業への支援のほか、地元企業の雇用増加などを推し進め、地域経済の向上を図ることが必要となっています。

③ 基本方針

【商 業】

にぎわいのある中心市街地づくりや商店街の活性化を図るため、商工会や商工会議所活動への支援、商工業者への助成などを拡充するほか、空き店舗対策、各種イベントの充実などによる集客力の向上に努めます。

【工 業】

伝統的地場産業の振興を図るため、後継者の育成や新たな販路拡大、業種を融合した新たな商品の開発を目指し、川連漆器伝統工芸館の有効的な活用に努めます。

前期計画においては、総合物産館整備事業も計画されていましたが、既存施設の有効活用なども踏まえ抜本的な見直しをします。

市内中小企業の経営基盤の安定化のため、融資などの資金援助をはじめ、各種講演会やセミナーを開催するなど、企業の意識改革や競争力の強化を支援します。

加えて、地域経済の向上と地元企業による雇用の増加を図るため、積極的に企業誘致活動や立地企業への支援を行っていきます。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 産業振興体制の整備・強化	伝統的な地域産業や、小売業、誘致企業、農業などの連携を図ります。
	商工会議所と商工会への財政支援により、商工業者への支援や創業者支援への指導内容の充実などを図ります。
(2) 市街地・商業の活性化	湯沢市中心商店街等振興条例による支援を行い、商店街の空き店舗の跡地利用と商業の活性化を推進します。また、民間主体のイベント開催を促進します。
	中心商店街活性化のため大型空き店舗解体後の跡地等の活用に努めます。
(3) 地域産業の活性化	産業支援センターを核とし、後継者づくりや人材育成、新商品の研究開発などに取り組みます。
	特産品を観光客や市民に総合的に紹介したり交流したりできる施設や機能の充実を図ります。
(4) 中小企業の経営支援	金融機関に貸付金預託し、資金貸付の円滑化を図ります。また、商工業団体と連携し、セミナー等を開催します。
(5) 企業誘致の推進	企業誘致活動や立地企業へ用地確保等の支援を推進します。

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	前期現状	前期目標	H22 現状	後期目標
空き店舗率	%	8	5	18	15

第3節 観光の振興

まちづくりの
目 標

地域の多様な資源を活用し、観光客数の増加を図ります。

① 目標達成に向けた施策体系



② 現状と課題

雄大な自然環境の中にある小安峡や秋の宮、泥湯などの温泉郷へ、四季を通じて訪れる方々を癒すことのできる観光地を目指して、小安峡温泉総合案内拠点施設の整備、既存の観光関連施設の適切な維持管理と誘客の増加に努めました。

小安峡では、案内人の申し込み窓口を設置し、女滝沢などの豊富な自然環境と自然食材についての案内を行っています。案内人がいることで小安峡のイメージアップの一翼を担っており、今後さらに人材を育成し、長期的に小安峡・奥小安エリアの自然観光資源を利用していきます。

心のコもったもてなしをするために、環境の整備と観光情報の発信を行ってきましたが、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震の発生により国道398号が通行できなくなったことや風評被害によって、観光地への入込みが大幅に減少しました。平成22年に2年ぶりに国道398号が開通したことから、多くの観光客の訪問を期待しましたが、東日本大震災の発生により、再び深刻な観光客の減少が懸念される事態になっています。

このような現状の中、道の駅おがち「小町の郷」整備事業がスタートしました。

平成26年度の完成を目指し、二ツ森周辺から小町堂まで遊歩道や公園を整備する予定です。

この事業目標の一環として、小野地区の観光客数の増加を掲げており、これまでの道の駅と小町堂見学者を小町の郷公園利用者として呼び込んでいく必要があります。そのためには、小町伝承の体感や様々なアイディアを盛り込んだイベント等の開催など、公園を運営していく上でのソフト面の工夫が重要です。

地域特有の伝統行事やまつりなども魅力ある観光資源であり、秋田県及び湯沢雄勝

第3章 ふるさとの技が輝く活力あふれるまちづくり

広域圏域や県内外他町村との連携による観光振興に取り組む必要があります。

また、国内外から誘客を図るためのPR強化や観光に携わる人材の育成、観光関係団体への支援などによる観光地づくりの推進、地場産品や特産品の販売促進など、地域の特色を生かした物産事業の展開が必要となっています。

③ 基本方針

観光に携わる人に限らず、市全体のホスピタリティを向上させることにより、来訪者の満足度を高め、リピーターの獲得と口コミ効果による来訪者の増加につなげます。また、豊富な観光資源を再評価するとともに、新たな掘り起こしを行うことにより、観光の質を高め、来訪者の信頼の獲得につなげます。

ホスピタリティ

サービス業で使われる「心をこめたもてなし」、「もてなしの心」という意味の言葉で、訪問者を丁寧にもてなすこと

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 観光拠点施設等の整備・運営	各観光施設を維持管理するとともに、連携を図り、魅力アップを図ります。
	国内外での観光宣伝・情報発信事業を行うとともに、観光行事や各種イベント開催を支援します。
	商工業や農林業などとの連携を図るほか、観光物産団体7団体の一本化と法人化に向けての支援を行います。
	観光拠点を結ぶための案内看板など観光アクセスの整備を進めます。
	食と農を合わせた各種観光キャンペーンを実施し、新たな観光旅行商品名の開発を行います。【3.6.1 へ再掲】
	道の駅おがち「小町の郷」を核とした小町の郷整備事業の推進を図ります。
	歴史的建物や街並みなどを生かしたまちづくりを推進します。
(2) 魅力ある温泉観光地の形成	給湯施設の維持・管理及び整備・改善を進めるとともに、温泉街の景観や環境の整備を図ります。
	小安峡・奥小安の観光拠点を整備します。
	秋の宮温泉郷の整備を図ります。
	海外からの誘客による受入体制の整備を図ります。

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	前期現状	前期目標	H22 現状	後期目標
観光入込客数	千人	1,882	1,958	1,806	2,000
外国人宿泊数	人			533	5,000

第4節 雇用・労働対策の充実

まちづくりの 目 標

雇用環境の向上、職業技術・技能の普及に関する取り組みなどを支援します。また、就労機会の拡大、再雇用を促進します。

① 目標達成に向けた施策体系

4 雇用・労働対策の充実

(1) 就業機会の拡大

② 現状と課題

長引く不況のため、誘致企業が他県に生産拠点を移したり、地元に残った企業でも規模を縮小し、従業員が解雇されるなどの深刻な影響を受けました。このため、緊急経済雇用対策本部を設置して経済危機に対応しましたが、雇用の場の創出については、未だに厳しい状況となっています。

一方で、市の補助金やふるさと融資などを活用した新たな企業の進出や既存企業の大型設備投資がありました。厳しい社会情勢の中でも、市内企業の中にはそれぞれ努力して事業拡大しているところもあり、今後の就業機会の拡大が期待されます。

平成21年度には、新たな取り組みを促すためのチャレンジ補助金制度を創設し、市民や民間団体等が積極的かつ果敢に挑戦する地域での先進的な経済活動又は先駆的な産業振興活動を支援しながら、市民経済の活性化を図っています。

また、湯沢地域雇用創造協議会を主体とし、求職者を対象としたスキルアップ講習会や合同就職面接会を開催し、雇用等に係る就業技術・技能の普及への支援や情報提供を行っています。

平成23年度に開校した湯沢翔北高校には、従来の学科に加え、介護福祉科と生産技術科の二つの専攻科が設けられました。両学科から専門知識を備えた若者が即戦力として各業界へ輩出されることが期待されます。

また、新卒者やUターン者等の就労機会の拡大について各事業所へ働きかけ等支援していく必要があります。

③ 基本方針

企業誘致の促進と起業支援を図るとともに、地域ブランド力強化で地域産業や既誘致企業等の振興による内発型雇用創出の推進を図ります。

また、ハローワーク湯沢等と連携し就労の促進や離職者等の早期復帰を支援します。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 就業機会の拡大	国の地域雇用創造支援事業等の活用やハローワーク湯沢等関係機関との連携を強化します。【1.4.5 へ再掲】【5.2.2 へ再掲】
	市内事業所等の内発的な力を誘発し、雇用創出を図ります。【1.4.5 へ再掲】【5.2.2 へ再掲】
	高齢者、新卒者に対する支援のほか、Uターン者に対する無料職業紹介を行います。離職者等の早期復職を支援します。【1.4.5 へ再掲】【5.2.2 へ再掲】

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	前期現状	前期目標	H22 現状	後期目標
有効求人倍率	倍	0.45	上昇	0.52	上昇

第5節 異業種間の連携

まちづくりの
目 標

異業種間の連携や交流を図ります。

① 目標達成に向けた施策体系

5 異業種間の連携

(1) 異業種間の連携・交流

② 現状と課題

企業が成長を遂げていくためには、異分野の企業の持つ技術力、マーケティング力、経営ノウハウ、情報などの企業資源を相互に活用しあう「異業種交流・連携」が重要な経営戦略の一つになります。

農林業をはじめ商工業や観光産業などの各産業間における企業活動上の連携は、充分とはいえず、各産業の総体的な振興を図るためには、それぞれの産業の特徴を生かした異業種間の連携を促進していく必要があります。

前期計画においては、酒造業及び酒造好適米の産地産業を支援し、蔵元及び協会とJAとの連携の中で、「秋田銘酒」のPR活動を実施しました。今後の販路拡大等の支援については、酒造関係だけにとらわれず、清酒製造における発酵技術や米の特性を生かした幅広い分野で、商品開発や食品関係全般での知識経験者と連携し展開していく必要があります。

また、異業種間の連携については、「地域産業資源活用事業」の認定事業者が2社、「農商工連携事業」認定事業者が4社となっており、なお一層、雇用と所得を確保し、農林業や商工業及び観光業経営者や関係団体の一体化、地域資源を最大限活用した新たな産業の創出を促進するなど、当地域の6次産業化を推進する必要があります。

③ 基本方針

それぞれの企業が持つ特徴を生かした連携の取り組みを支援します。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 異業種間の連携・交流	米の特性を生かした幅広い分野で商品開発や発酵技術を生かした商品開発を支援します。
	異業種間の有機的な連携を図るため、農林業や商工業及び観光業経営者や関係団体の合同研修、交流会などを行います。

第6節 地場産品の販路拡大

まちづくりの 目 標

伝統的地場産品及び農畜産物を特産品として、高付加価値化とブランドの確立を図り、業界団体とともに販路を拡大します。

① 目標達成に向けた施策体系

6 地場産品の販路拡大

(1) 地場産品の販路拡大

② 現状と課題

地元企業の潜在的可能性を生かし、積極的な雇用の創造と拡大に努めることを目的に、平成18、19年度に「地場産品創出コンクールORAブランド」を開催し、市内各企業から多彩な商品が出品されました。

これらの地場産品に高い付加価値を与え、販路の拡大を図る支援をしています。また、観光も一つの地場産業と考え、食と農と観光を合わせた新たな商品開発を行っていく必要があります。

③ 基本方針

食と農と観光の連携事業による新たなビジネス創出及び産業の活性化を図ります。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 地場産品の販路拡大	安全な農畜産物等の販路の拡大、都市住民との交流促進など産直交流事業を推進します。
	食と農を合わせた各種観光キャンペーンを実施し、新たな観光旅行商品名の開発を行います。【3.3.1の再掲】
	地場産品や新商品開発支援等を実施してブランド力を強化します。
	海外販路開拓事業を推進します。

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	前期現状	前期目標	H22 現状	後期目標
生協取扱品	品目	8	13	12	15
生協取扱金額	百万円	1,237	1,300	1,823	2,100

第4章

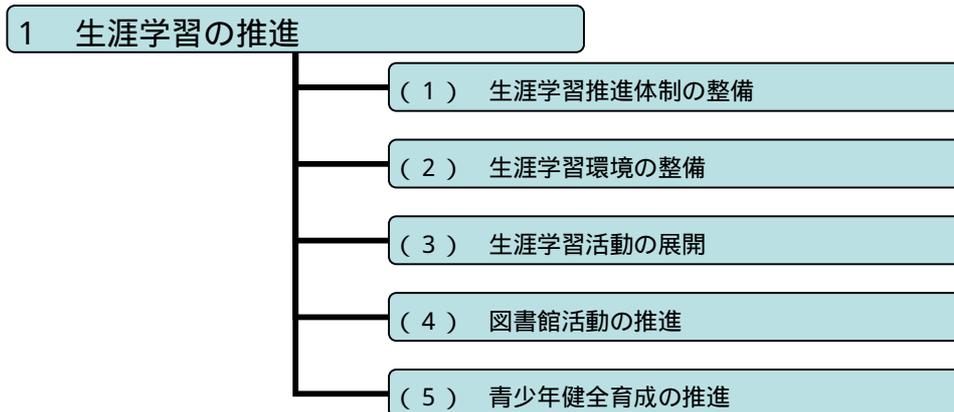
あたたかな心と豊かな文化で人が輝くまちづくり

第1節 生涯学習の推進

まちづくりの
目 標

市民一人ひとりが自らの生活をより豊かなものとし、潤いのある生活を送ることができるまちをつくります。

① 目標達成に向けた施策体系



② 現状と課題

市民一人ひとりが、自らの生活をより豊かなものとし、潤いのある生活を送ることができる生涯学習の推進と、郷土の歴史や文化に対する理解を深め、保護、継承、活用に取り組むことを重点方針として「第2次湯沢市社会教育中期計画」を策定しました。その中には次のような課題が示されています。

- ・生涯学習推進本部機能が十分発揮されていない。
- ・生涯学習施設の老朽化が進んでいる。
- ・少年期の規範意識の希薄さが懸念される。
- ・青年期及び成人期の生涯学習テーマが絞れない。

これらの課題解決に向け、今後は、生涯学習推進本部を再構築して推進体制を機能させていく必要があります。生涯学習施設については、各施設の将来的方向性を見定めながら整備計画を策定します。生涯学習ソフト事業については、社会の変化を見据えた教室や講座の開設に努めます。生涯学習団体の活動支援や生涯学習ボランティアの育成に加え、市民の読書活動の普及促進や、図書館活動の推進を図っていくことが必要となっています。

第4章 あたたかな心と豊かな文化で人が輝くまちづくり

加えて、子どもたちの放課後の安全な活動場所を確保し、青少年の非行などの問題の解決を図るため、学校、家庭、地域が連携し、次代を担う青少年の健全育成を目指した活動の推進が求められています。

③ 基本方針

【生涯学習推進体制・生涯学習環境の整備、生涯学習活動の展開】

それぞれの年代やライフスタイルに応じて、主体的に学ぶことができる機会を充実させるため、生涯学習推進体制と学習環境の整備を図るとともに、各種講習、講座等の開催や生涯学習活動団体、ボランティア活動への支援を行います。

【図書館活動の推進】

読書活動の普及促進のほか、生涯学習活動の重要性、市民の学習ニーズの高まりにこたえるため、広範な情報を提供し、自主的な学習を支援する施設として図書館活動の推進を図ります。

【青少年健全育成の推進】

将来を担う青少年のたくましく健やかな成長を目指して、学校、家庭、地域が連携し、関係団体が一体となった青少年健全育成を目指します。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 生涯学習推進体制の整備	第2次湯沢市社会教育中期計画に基づき取り組みます。
(2) 生涯学習環境の整備	生涯学習拠点施設の長寿命化と機能の強化を図ります。
(3) 生涯学習活動の展開	生涯各期における各種講習講座や日本語教室を開催します。【4.5.1へ再掲】
	生涯学習団体の活動や、生涯学習発表会・交流会等の開催を支援します。【5.2.2へ再掲】
	生涯学習ボランティア活動支援センター（窓口）の充実に努めます。
(4) 図書館活動の推進	蔵書整備を図り、読書環境の充実と、利便性の高いサービスを提供します。
(5) 青少年健全育成の推進	学校、家庭、地域が連携し、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めます。
	子育てやしつけ等家庭教育の推進を図ります。
	青少年関係団体の活動を支援します。

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	前期現状	前期目標	H22 現状	後期目標
市民大学などの各種講習、講座数	件	214	236	216	220
図書館利用者数	人			74,039	75,000
放課後こども教室開設数	か所	7	10	7	7
放課後こども教室利用者数	人			13,050	13,200

第2節 学校教育の充実

まちづくりの 目 標

将来を担う子どもたちの確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力、社会性や集団性をはぐくみます。

① 目標達成に向けた施策体系

2 学校教育の充実

(1) 特色ある教育の推進

(2) 学校教育環境の整備・充実

(3) 学校規模の適正化

(4) 就学への支援

② 現状と課題

児童生徒を取り巻く生活環境や、児童生徒の抱える心身の課題が多様化しており、その数も増加傾向にあります。不安や悩み等のストレスを抱える児童生徒や保護者への対応、いじめや不登校といった問題への対応が求められているため、スクールカウンセラーの適切な配置が必要です。

少子化の進行に伴い、児童生徒数も年々減少しています。学校教育環境の整備充実及び学校規模の適正化を図るため、平成19年度から湯沢東小学校と湯沢北中学校の「小中一体型校舎」としての施設整備を進め、平成23年度には小学校3校の統合のもとに開校を実現しました。今後も児童の減少傾向は続くと考えられることから、学校統合については、保護者、学校現場及び地域の理解を得ながら、既存施設を整備するほか、遠距離通学の支援や通学区の弾力化など、ソフト事業の活用が必要となっています。

また、平成23年度から湯沢南中学校と雄勝中学校の耐震補強事業を実施しており、さらに、安全・安心な学校環境を維持するため、老朽・危険施設解消のための取り組みを継続することとしています。

湯沢、稲川、雄勝学校給食センターの統合については、平成21年度から建設検討委員会を設置して検討していますが、施設の規模等により建設場所の特定に大きな課題があります。現在使用中の各給食センター施設の現状を考慮し、後期計画期間中の施設整備が必要と思われます。

③ 基本方針

【特色ある教育の推進】

創意工夫を生かした特色ある教育の推進を図るため、個性や能力に応じたきめ細か

第4章 あたたかな心と豊かな文化で人が輝くまちづくり

な指導をはじめ、体験的な学習や問題解決的な学習の充実、外国語教育の充実を図ります。また、学習指導体制の充実や教育指導体制の推進に加え、スクールカウンセラーを配置するなど教育相談活動の充実を図ります。

さらに、体力づくりや食に関する指導の充実、開かれた学校づくりを目指します。

【学校教育環境の整備・充実、学校規模の適正化】

学校教育環境の整備・充実を図るため、小中学校施設や学校給食センター施設の整備を図るとともに、教育機器の充実に努めます。

また、校舎の老朽化や将来の児童生徒数の推移、学区の地理的状况等を総合的に勘案し、学校規模の適正化を図るため、小中学校の統廃合や通学区の弾力化を進めています。

【就学への支援】

高等教育機関等への就学の支援として、奨学金制度の充実を図り、地域が一体となった人材育成を推進します。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 特色ある教育の推進	指導主事の配置等により、教員の指導力向上と児童生徒の学力定着を図ります。また、特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、指導主事の配置と特別支援学級支援の継続的な配置を図ります。
	教育研究体制を整備して、学習指導や生徒指導の充実を図ります。
	小学校専門の外国語指導助手(ALT)の配置により、小・中学校の英語指導の充実を図ります。
	スクールカウンセラー等を配置し、教育相談活動の充実を図ります。
	道徳教育やボランティア体験等を通じて豊かな心を育みます。
	体力づくりや食に関する指導の充実を図り、健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を確立します。
	学校評議員制度を活用して、開かれた学校づくりに努めます。
(2) 学校教育環境の整備・充実	校舎の補強改修や改築を実施し、安全・安心な学習環境を提供します。
	教育用パソコンやソフトの導入を図ります。
	学校給食センターの整備を行います。
	遠距離通学の児童生徒へスクールバスの運行や通学費の助成を行います。
(3) 学校規模の適正化	教育施設整備や学校の統廃合を実施します。
	通学区の弾力化を進めます。
(4) 就学への支援	奨学金の貸し付けを行います。

第3節 文化の継承・創造

まちづくりの 目 標

郷土の歴史や文化に対する理解を深め、保護・継承・活用に取り組みます。

① 目標達成に向けた施策体系

3 文化の継承・創造

(1) 文化遺産の保護

(2) 文化振興体制の強化

(3) 文化振興環境の整備

(4) 文化活動の展開

② 現状と課題

各地域に、それぞれの風土に培われた固有の文化や歴史を今に伝える名所や旧跡があるほか、貴重な歴史的資料や伝統的な民俗芸能などの有形・無形の多彩な文化遺産があります。郷土史に対する関心が高まる一方、文化財の調査・整理が不十分で、郷土についての理解や認識が不足しています。このため、文化財の早急な資料整理と収蔵・公開施設の整備を行い、郷土の歴史文化に触れる機会を提供する必要があります。また、残された貴重な文化遺産を適切に保護し、将来に生かすべき財産として誇りを持って郷土の歴史や文化を伝えていくことが大切です。

芸術面では、平成20年に「音楽のまちゆざわ」を宣言し、毎年一流の音楽家を招いて、サマーミュージックフェスティバルを開催しているほか、市内各小中学校でも合唱や吹奏楽の全国大会で好成績を残すなど、音楽のまちとして、高い評価を得ています。今後も、幅広い分野の芸術作品の紹介や芸術鑑賞の機会を提供していく必要があります。

③ 基本方針

【文化遺産の保護】

郷土の歴史や文化を正しく理解し今後の文化振興に役立てるため、文化財や史跡の保護と活用を図ります。また、歴史的な資料の編さん、整備を行います。

第4章 あたたかな心と豊かな文化で人が輝くまちづくり

【文化振興体制の強化・文化振興環境の整備】

伝統芸能の保存と継承を図るため、無形民俗文化財保存団体や学校の郷土芸能クラブ等への支援を行います。

また、本市にかかわる考古及び民俗資料を収集し、先人の培ってきた文化に親しむ環境を整備します。

【文化活動の展開】

多様な市民文化活動の振興と発展、創造を図るため、文化会館の特色を生かした文化活動の展開と鑑賞の機会の提供を行います。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 文化遺産の保護	文化財の保存、資料展示等の施設を整備します。
	史跡の保護と活用を図ります。
	歴史的な行政資料等の保存と整理を行います。
	佐竹南家御日記を翻刻出版するなどの編さん事業を行います。
	文化財の図録を作成します。
(2) 文化振興体制の強化	民俗芸能の保存と継承を図ります。
(3) 文化振興環境の整備	歴史資料を保存収集し、市民への学習機会の提供を図ります。
(4) 文化活動の展開	文化会館の維持管理を行い、文化活動の展開を図ります。
	文化会館の特色を生かした事業を展開します。

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	前期現状	前期目標	H22 現状	後期目標
佐竹南家御日記出版巻数	巻	5	8	8	10
文化会館利用者数	人/年	130,686	140,000	138,716	140,000

第4節 スポーツの振興

まちづくりの 目 標

市民との協働により、生涯スポーツの推進体制整備と競技スポーツの振興のための環境整備を行います。

① 目標達成に向けた施策体系

4 スポーツの振興

(1) ライフステージに合わせたスポーツの振興

(2) スポーツ環境の充実

(3) スポーツによる地域の活性化

② 現状と課題

スポーツ振興法に基づき、平成23年度に「第2次湯沢市スポーツ振興計画」を策定しました。この計画では「健康で心豊かな生活を実現するために」を基本理念とし、「ライフステージに合わせたスポーツの振興」、「スポーツ環境の充実」、「スポーツによる地域の活性化」を主要課題としました。このため、前期計画で掲げている基本方針については、「第2次スポーツ振興計画」で推進する施策の内容と整合性を図ります。

日常的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことで、心豊かで充実した生活を送ることができます。そのため、すべての市民が生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりが重要であり、施設環境の充実や情報提供に努める必要があります。

こうした中、スポーツ施設の使用手続きは、受付窓口が複数箇所にならざるを得ないことから、市民のだれもが分りやすく気軽に楽しむことができるよう使用手続きの簡素化や情報提供に努める必要があります。

平成19年度に開催された「秋田わか杉国体ハンドボール競技会」を契機に、スポーツによる地域活性化の機運が高まりました。今後は、地域スポーツクラブや市民主導による各種大会を開催し、地域の活性化と長く継続できる体制を整えていく必要があります。そのためには、スポーツ団体と行政がしっかりと連携してスポーツの振興に努めていく必要があります。

③ 基本方針

【ライフステージに合わせたスポーツの振興】

市民を取り巻く様々なスポーツ環境を整え、生涯にわたるスポーツライフの基礎作り及び体力の向上を目指します。

【スポーツ環境の充実】

市民一人ひとりのスポーツニーズに対応できる環境を整備します。

【スポーツによる地域の活性化】

スポーツを活用した地域づくりを進め、競技人口の底辺拡大や地域における賑わいの創出を図ります。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) ライフステージに合わせたスポーツの振興	生涯スポーツの充実を図ります。
	学校体育の充実を図ります。
	競技スポーツの充実を図ります。
	障がい者スポーツ活動を支援します。
(2) スポーツ環境の充実	スポーツ情報サービスの充実・向上を図ります。
	スポーツ施設の整備と有効活用を図ります。
	スポーツ関係組織のネットワークづくりに努めます。
(3) スポーツによる地域の活性化	行政とスポーツクラブの協働体制を確立します。
	スポーツ大会・スポーツイベント等の開催誘致をします。

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	前期現状	前期目標	H22 現状	後期目標
総合型地域スポーツクラブ数	クラブ	3	4	3	4

第5節 都市間交流・国際交流の推進

まちづくりの
目 標

さまざまな交流を通して、郷土を誇れる国際性豊かな人材育成を進めます。

① 目標達成に向けた施策体系

5 都市間交流・国際交流の推進

(1) 地域間・国際交流事業の推進

② 現状と課題

地域活動や地域経済の活性化、産業や観光の振興、文化・スポーツの交流等、広範な施策をより効果的に行うため、広域的な都市間の連携がますます重要になっています。さらに、東日本大震災の際は「北東北地域連携軸構想推進協議会」の協定に基づく災害支援が行われ、大規模災害等における危機管理の面からも都市間連携や交流の大切さが改めて確認されました。今後も新たな地域との交流拡大も視野に入れ、相互の特色を十分に生かした多様な交流が必要になっています。

また、これまで行ってきたドイツ連邦共和国ジークブルク市等との交流は、活動の主体を民間の交流団体に移し、より柔軟な交流活動を支援することで国際性豊かな人材の育成を目指していきます。さらに、増加している外国籍の定住者が暮らしやすい環境の整備が求められています。

③ 基本方針

【地域間・国際交流事業の推進】

さまざまな交流を通じて、自分たちの地域を見つめ直し、地域の文化や歴史に対する理解を深め、郷土を誇れる活力のあるまちづくりと国際性豊かな人材育成に取り組みます。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 地域間・国際交流事業の推進	首都圏在住者を通じた地域間交流を行います。
	姉妹都市等との交流を行います。
	国際交流活動を促進します。
	多文化共生を支援します。
	日本語教室を開催します。【4.1.3の再掲】

第5章

みんなで築く 夢が輝くまちづくり

第1節 参加・協働のまちづくり

まちづくりの 目 標

市民が主体的にまちづくりに参画する環境の整備を図り、市民と行政による協働のまちづくりを進めます。

① 目標達成に向けた施策体系

1 参加・協働のまちづくり

(1) 地域自治組織の育成

(2) 地域自治組織活動の支援

② 現状と課題

地域が抱える課題の解決や、魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民と行政が互いの役割分担を確認し、協働してまちづくり活動を実践していくことが必要です。

このため、湯沢市まちづくり支援要綱等を制定し、地域自治組織による市民主体のまちづくりを進め、5つの地域自治組織連絡協議会と23の地区組織が設置されました。

地域自治組織連絡協議会は、各地域独自のまちづくり計画を策定するほか、代表者が湯沢市総合振興計画審議会委員を務め、協働のまちづくり浸透を図っています。

各地区組織には、市役所職員を支援職員として配置し、参加・協働に対する市民と行政双方の意識啓発活動の取り組みや、自立した地域自治組織活動に対する支援の充実を図っています。

今後も活動拠点施設等の整備のほか、行政とNPO、ボランティア団体等がまちづくり活動を具体的に進める協働の仕組みづくり、市民が市政に参画しやすい環境整備の継続が必要です。

③ 基本方針

【地域自治組織の育成】

地域自治組織の自立と主体性を促し、住民自治の確立を図ります。

【地域自治組織活動の支援】

市民の主体的、自発的な意向により創意工夫された事業活動の積極的な展開を促進します。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 地域自治組織の育成	各地区自治組織の育成支援に努めます。
	まちづくりリーダーの人材育成に努めます。
(2) 地域自治組織活動の支援	地域自治組織の活動を支援します。
	地域づくり活動拠点施設の環境整備をします。
	自治会館等の整備に助成します。
	県と連携し、市とボランティア、NPO活動が共に支えあう仕組みや体制を構築します。

第2節 少子高齢化に対応したまちづくり

まちづくりの 目 標

子どもを安心して産み、育てられる環境づくりを推進するほか、就業機会の拡大や雇用創出への支援などにより、人口減少の緩和や地域の活性化につなげます。

① 目標達成に向けた施策体系

2 少子高齢化に対応したまちづくり

(1) 子育て支援

(2) 定住化対策

② 現状と課題

若者の県外流出や価値観の多様化、晩婚化等によって、年々出生数が低下しています。少子化は、高齢化率の進行に拍車をかけるとともに、地域の産業・経済に影響を与えて地域活力を低下させることから、その対策は喫緊の課題となっています。

このため、出産や子育てに夢を持てるような地域社会を形成し、負担の軽減や仕事と子育てが両立できる環境づくりが必要です。

就業機会の拡大や雇用創出への支援をはじめ、子育てに係る負担の軽減や支援体制を充実することによって、地域の活性化を図りながら、すべての人が生きがいをもって働き、安心して住み続けられる環境を整えます。

これらの施策の推進と調整を図るため、平成22年度から男女協同参画少子化対策室を設置し、取り組みを強化しています。

③ 基本方針

【子育て支援】

安心して子育てができるように、子どもの養育に係る負担の軽減や特別保育の充実を図るとともに、子育てに関する情報提供や相談活動を推進します。

【定住化対策】

地場産業の強化などによって雇用創出を促進するとともに、求職者への支援を充実させ、安心して暮らせる環境を築きます。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 子育て支援	子育てに要する経費への支援を行います。【2.5.1の再掲】
	特別保育サービスの充実を図ります。【2.5.2の再掲】
	低学年児童などの学童保育の充実を図ります。【2.5.3の再掲】
	情報提供や相談受付等の育児支援を推進します。【2.5.3の再掲】
(2) 定住化対策	新規就農者を支援し定住を促進します。【3.1.2の再掲】
	新規就業促進による雇用創出を図ります。【3.4.1の再掲】
	地場産業の強化による雇用創出を図ります。【3.4.1の再掲】
	求職者への支援を図ります。【3.4.1の再掲】
	男女が互いを尊重し、理解し合う生涯学習活動団体等を支援します。【4.1.3の再掲】
	Uターンについての意識調査を実施します。【1.4.5の再掲】

第3節 男女共同参画社会の形成

まちづくりの
目 標

男女がともに自立し、生き生きと充実した生活や社会活動に参画できる地域社会を形成します。

① 目標達成に向けた施策体系

3 男女共同参画社会の形成

(1) 男女共同参画社会への環境整備

② 現状と課題

平成22年度に、「すべての人を大切にし、心豊かに暮らすまち」を将来像とする「第2次男女共同参画計画」を策定しました。しかし、現状では、行政や企業・団体の指導的地位に就く女性は依然として少なく、市の所轄する審議会委員や協議会委員も女性比率が低い状態です。このため、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的とする「湯沢市男女共同参画条例（仮称）」を平成24年度を目途に制定し、併せて「男女共同参画都市宣言」を行うことを目指します。

このことによって、男女共同参画に関する意識改革を一層浸透させていくとともに、女性の社会的地位の向上と、社会進出しながら仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めます。

③ 基本方針

【男女共同参画社会の形成】

人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる活力ある社会の形成を目指します。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1)男女共同参画社会への環境整備	男女共同参画条例（仮称）を制定します。
	男女共同参画意識の醸成を図ります。
	仕事と家庭の両立や、女性の経済力向上を支援します。

⑤ 目標とする指標

指標名	単位	現状	目標
市審議会等の女性委員の割合	%	26	30

第4節 効率的で効果的な行政運営の構築

まちづくりの 目 標

行政情報を積極的に提供するとともに、対話による開かれた行政の体制とし、行政組織機構や業務の改善・合理化などにより効率的な行政運営を行います。

① 目標達成に向けた施策体系

4 効率的で効果的な行政運営の構築

(1) 開かれた行政の体制づくり

(2) 行財政運営の効率化

② 現状と課題

インターネットや携帯電話の発達普及により、情報の伝達速度は飛躍的に伸びています。本市でもホームページを開設して迅速な情報発信に努めているほか、広報誌でも行政情報や地域に根ざした情報を積極的に発信しています。

今後とも、ホームページを閲覧することによって、市の情報のすべてが分かるよう、内容を充実させていきます。

市長が市民と直接対面して、さまざまな地域課題や問題、市が進める各種施策等について意見を交換し、共通した認識のもとに目標の一元化を図り、市が推進する参加・協働のまちづくりに役立てるため、「市長との対話集会」を実施してきました。今後は、各方面から多種多様な意見や提言を得るため、開催方法の検討を図りながら継続していくこととしています。

行政運営機能に関しては、現在の庁舎配置が、本庁舎のほか水道庁舎、分庁舎、各総合支所と分散しています。この方式では効率的な行政運営が困難であることや、本庁舎は耐震等の安全性に問題が有り、かつ手狭であることなどから、平成19年度から各団体で構成された委員会及び懇談会等により新庁舎建設に係る検討を開始しました。

平成20年度には市民アンケートを実施し、平成22年5月に「新庁舎建設基本構想」を取りまとめて建設計画を策定しました。今後、この計画に基づいて新庁舎建設を行います。

行財政改革の推進については、事務事業を積極的に見直すことにより、相当の効果がみられました。今後も組織及び職員の意識共有を図りながら、最も有効な事業展開の方

法を探り、安定的で持続可能な自治体経営の構築を目指します。

③ 基本方針

【開かれた行政の体制づくり】

行政情報の提供や情報公開の体制を充実させ、市民と行政の情報の共有化を図ります。また、市民ニーズを的確に把握するための積極的に広聴活動を推進します。

【行財政運営の効率化】

事務手続きの電子化を進め、市民の利便性を向上させるとともに、湯沢市行財政改革推進プログラムに基づき、市民の視点に立った事業効果を重視する成果志向の行財政運営を図ります。

④ 目標達成に必要な施策と内容

施策名	施策の内容
(1) 開かれた行政の体制づくり	市民と市長が直接、意思疎通できる環境を築きます。
	行政情報、イベント情報の迅速な公開に努めます。
(2) 行財政運営の効率化	湯沢市行財政改革推進プログラムを推進します。
	新庁舎建設を行います。
	事務事業の評価、見直しを実施します。
	公共施設や統合による学校跡地等の利用計画を策定します。

湯企発第230号
平成23年9月16日

湯沢市総合振興計画審議会
会長 高久臣 一様

湯沢市長 齊藤光喜

湯沢市総合振興計画後期基本計画について
(諮問)

湯沢市総合振興計画審議会条例(平成17年湯沢市条例第235号)第2条第2号の規定に基づき、湯沢市総合振興計画後期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

平成 23 年 10 月 25 日

湯沢市長
齊 藤 光 喜 様

湯沢市総合振興計画審議会
会 長 高 久 臣 一

湯沢市総合振興計画後期基本計画について（答申）

平成 23 年 9 月 16 日付湯企発第 230 号で諮問のありました「湯沢市総合振興計画後期基本計画」について慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、次の事項に努めるよう要望します。

記

- 1 前期計画の進捗状況、目標の達成度合いを十分に検証し、後期計画においてその継続性を確保すること。
- 2 審議過程における意見及び市民の声を十分に反映させると共に、市民と協働による行政の運営に取り組むこと。
- 3 東日本大震災等によるさまざまな社会・経済情勢の変化に柔軟に対応していくこととし、計画の基本目標等について見直しを行う場合には、審議会に報告し意見を求めること。

湯沢市総合振興計画 後期基本計画
発行 湯沢市企画課

〒012-8501

秋田県湯沢市佐竹町1番1号

TEL : 0183-73-2111

FAX : 0183-72-8515

<http://www.city-yuzawa.jp/>